

令和7年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

令和7年 6月1日 開会

令和7年 6月3日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和七年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和7年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

第 1 号 (6月1日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第2号の上程、説明	5
報告第3号の上程、説明	6
報告第4号の上程、説明	9
報告第5号の上程、説明	9
報告第6号の上程、説明	10
一般質問	13
山口定夫君	13
久保初江君	21
渡辺八寿雄君	28
加々美昌美君	36
森久君	40
志関希久夫君	47
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
日程の追加	57
発議第4号及び発議第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	57
散会の宣告	61

第 2 号 (6月3日)

出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定による出席説明者	63
本会議に職務のため出席した者の職氏名	63
議事日程	64
開議の宣告	65
議事日程の報告	65
行政報告	65
諸般の報告	66
報告第7号の上程、説明	66
報告第8号の上程、説明	67
一般質問	68
久保初江君	68
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
休会について	101
散会の宣告	102
署名議員	103

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和7年6月1日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 2号 継続費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 9 請願第 3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 5号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆さん改めましておはようございます。

本日は、令和7年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。また、町長をはじめ町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日は日曜議会が開催されますことに心から感謝を申し上げる次第です。また、お忙しい中、傍聴においでいただきました皆様にも御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月1日は休会の日ですが、議事の都合により、令和7年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは今、議長からお許しをいただきましたので、行政報告を行わせていただきたいと思います。

令和7年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、令和7年第1回議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変ご多忙中の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと存じます。

さて令和7年度がスタートし、はや2か月が経過いたしました。国の先月22日に発表した月例経済報告では、景気は緩やかに回復をしているが米国の通商政策等による不透明感が見られるとされております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えること

が期待されておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まり、加えて物価上昇の継続が消費者マインドの下振れなどを通じて、個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなり、金融資本市場の変動等の影響に一層注意することが必要であるとされております。

本町といたしましても、この経済状況などの不透明感が見られる中で、国や県の施策などを十分勘案しながら、必要な対応を図りたいと考えております。

また、令和8年度からスタートする大多喜町第4次総合計画の策定においては、多くの皆様からまちづくりに対してのご意見をお聞きし、計画に反映するため、ご協力をいただいているところでございます。新たな住民ニーズ、課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが、行政に求められる中、全庁を挙げて、今後のまちづくりの方向性を協議し、みんなでつくる住みやすい大多喜を将来像として掲げる予定でございます。

どうか議員各位におかれましても、町全体の魅力を、一体として高められるまちづくりを進めることにつきまして、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はこの後、報告案件が5件、3日は報告案件が2件、そして一般質問の後、人事案件、条例の一部改正、過疎地域持続的発展計画の変更、市原市との協議案件、南房総広域水道企業団の解散に伴う案件、工事請負契約案件と一般会計の補正予算を提出させていただいております。また、本日と3日の2日間にわたり、一般質問が行われるわけですが、各議案とも十分ご審議をいただきまして可決くださいますようお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月26日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が開催されました。役員の互選のほか、各町村から提出された国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめており、本町からは、国に対してGIGAスクール構想の実現に向けての支援についてと、県に対して、二級河川夷隅川の河川整備についてを要望しておりましたが、原案のとおり採択され、それぞれ要望することとなりました。

次に、監査委員から、3月25日、4月25日及び5月28日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、町長から、地方自治法の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里おおたき及び株式会社わくわくカンパニー大多喜の経営状況を説明する書類が提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日と3日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

5番 志 関 希久夫 君

6番 麻 生 勇 君

を指名します。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第2、報告第2号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 報告第2号 継続費繰越計算書について報告いたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費繰越計算書について。

令和6年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款9教育費、項4社会教育費、事業名、町史編さん事業、この事業は昭和末期以降の町史を当初、令和4年度から令和6年度まで3年間で作成しようとしたものですが、資料の収集、整理や内容の協議、調整等に遅れを生じ、昨年12月会議において、継続費の設定年度を令和

7年度まで延長したものでございます。継続費の総額は698万6,000円で、令和6年度の予算計上額は103万4,000円、前年度通次繰越額は349万3,000円、令和6年度の支出はゼロで、予算現額全額を翌年度に繰り越すものでございます。

款9教育費、項5保健体育費、事業名、アーバンスポーツ施設整備運営事業、この事業は、本町にアーバンスポーツ施設、パンプトラックを、令和6年度、7年度で整備しようとするものでございます。継続費の総額は9,186万円、令和6年度の予算計上額は354万円、令和6年度は設計業務を実施いたしました。打合せ業務や設計内容の調整等に遅れが生じたため、支出済額は100万円、残額の254万円を翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業、この事業は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した下大多喜の四ッ縄ため池の復旧工事を、令和6年度、7年度の2か年で実施しようとしたものですが、復旧工事実施に当たり復旧工事が令和7年度に完了とならないことから、昨年12月会議において継続費の設定年度を令和8年度まで延長したものでございます。継続費の総額は1億5,717万1,000円、令和6年度の予算計上額は5,204万円、令和6年度の支出はゼロで、予算計上額全額を翌年度に繰り越すものでございます。特定財源の国県支出金は、農業施設災害復旧事業事業費補助金で、地方債は災害復旧事業債でございます。

以上で報告第2号 継続費繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで報告第2号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第3、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案つづり5ページをご覧ください。

繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び特定財源について説明をさせていただきます。

上から順に、文書管理事業は、国のデジタル化の推進に伴う町例規のアナログ規制の点検、見直しに係る業務で、繰越額は352万円でございます。

公有財産管理事業は、旧総元小学校の給水設備改修工事及び施工監理委託、旧老川小学校の多目的ホール屋根改修工事に係る設計の委託及び駐車場整備に係る町負担金、旧特別養護老人ホームのPCB変圧器の廃棄処分委託で、繰越額は3,928万9,000円、既収入特定財源は公共施設整備基金繰入金でございます。

地域公共交通対策事業は、船子地先の東京行き高速バス乗り場の停留所設置工事で、繰越額は451万円、既収入特定財源はふるさと基金繰入金でございます。

いすみ鉄道対策事業は、昨年10月のいすみ鉄道脱線事故の復旧に対する費用及びいすみ鉄道の基盤維持などに係る補助金で、繰越額は4,799万1,000円、未収入特定財源の地方債は一般単独事業債でございます。

地域経済循環創造事業は、旧上瀑小学校を活用する民間事業者が行う地域活性化に資する事業に対し、国、町が協調して支援するもので、繰越額は2,500万円、未収入特定財源の国県支出金は地域経済循環創造事業交付金でございます。

次の低所得世帯給付金事業、非課税世帯3万円給付と、その次の低所得世帯給付金事業、子育て世帯2万円加算は、令和6年度、国の補正予算によるもので、住民税非課税世帯と、その非課税世帯に属する18歳以下の住民を対象に、非課税世帯は一世帯当たり3万円、その世帯に属する18歳以下の子供1人当たり2万円を給付するもので、繰越額はそれぞれ712万1,000円、106万5,000円、未収入特定財源の国県支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

保育園管理運営事業は、つぐみの森保育園の給水ポンプの更新工事で、繰越額は187万円でございます。

観光施設管理事業は、栗又駐車場の公衆トイレの浄化槽等の修繕工事で、繰越額は500万円でございます。

観光施設整備事業は、中瀬遊歩道の整備工事で、繰越額は2,500万円、地方債は過疎債でございます。

町道維持管理事業は、町道柳原正法寺線の排水整備工事で、繰越額は433万4,000円でございます。

町道改良事業は、町道大戸立脇線及び町道鍛冶住宅内岡台線の用地取得費で、繰越額は175万4,000円でございます。

橋梁長寿命化事業は、町道紺屋横山線、白山橋の修繕工事及び町道部田堀之内線、塩渕橋の修繕設計で、繰越額は3,975万円、未収入特定財源の国県支出金は道路メンテナンス事業補助金、地方債は過疎債及び公共事業等債でございます。

消防用施設整備事業は、西畑地区田代の防火水槽用地の寄附に伴う分筆登記委託で、繰越額は121万7,000円でございます。

防災無線維持管理費は、老川地区大田代の防災行政無線中継局の自家発電装置の更新工事
で、繰越額は456万5,000円、既収入特定財源はふるさと基金繰入金でございます。

海洋センター屋外施設管理運営事業は、上瀑ふれあいセンター入り口縁石除去工事で、繰越額は240万円でございます。

学校給食センター管理運営事業は、蒸気ボイラー更新工事で、繰越額は839万3,000円
でございます。

次のページをお開きください。

農地災害復旧事業は、弓木地先の農地災害復旧工事で、繰越額1,107万5,000円、未収入
特定財源の国県支出金は農地災害復旧事業費補助金、その他は受益者負担金でございます。

農業施設災害復旧事業は、三条地先の大塚山農村公園、小土呂道路地先の用排水路、横山
及び小田代地先の排水路等農業施設災害復旧事業で、繰越額は3,318万1,000円、未収入
特定財源の国県支出金は農業施設災害復旧事業費補助金、地方債は災害復旧事業債、
その他は受益者負担金でございます。

道路橋梁災害復旧事業は、町道路線外8路線の復旧工事等で、繰越額は1億6,354万1,000
円、未収入特定財源の国県支出金は公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債は
災害復旧事業債でございます。

河川災害復旧事業は、小土呂川外3河川の復旧工事で、繰越額は7,659万5,000円、未
収入特定財源の国県支出金は公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債は災害復
旧事業債でございます。

合計21事業、翌年度繰越額5億717万1,000円でございます。

これで報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第4、報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について報告いたします。

議案つづりの11ページをご覧ください。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和6年度大多喜町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業、繰越明許、支出負担行為額、支出未済額、翌年度繰越額、同額で3,377万円、未収入特定財源は公共土木施設災害復旧費国庫負担金及び公共土木災害復旧事業債でございます。この繰越しは、令和5年台風13号により被災した町道会所麻綿原線の災害復旧工事の施工に当たり電柱移転作業が必要となりましたが、道路決壊による狭隘部も多く移転作業に不測の日数を生じたことから、複数箇所の復旧工事の進捗に影響を来たし年度内に完了できなかったものでございます。

以上で報告第4号 事故繰越しについての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第5、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 報告第5号についてご説明いたします。

議案つづり15ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお願いいたします。

令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計繰越明許費繰越計算書。

表内事業名、いすみ鉄道助成事業は、昨年10月の脱線事故の復旧及び運行再開に係る工事費等並びに代行輸送に係る経費に対する助成金で、繰越額2億円、既収入特定財源は鉄道経営対策事業基金繰入金です。

以上で報告第5号について終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、報告第6号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案つづり19ページをお開きください。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

次の20ページをお願いいたします。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由等についてご説明いたします。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有財産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることになり、これに伴い、大多喜町税条例の一部を改正する必要があるため、令和7年3月31日、専決処分しましたのでご報告するものでございます。

今回の改正の概要でございますが、個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴う改

正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正、軽自動車税種別割に係る改正、固定資産税関係の改正、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例規定の新設等が行われたことによる改正等でございます。

それでは本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、改正内容の説明のみとさせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

大多喜町税条例の一部を次のように改正いたします。

第18条の改正でございます。公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴うものでございます。

次の18条の3の改正は、第18条の改正に伴う根拠規則の表示を見直すものでございます。

次の第34条の2の改正は、地方税法の改正に伴う特定親族特別控除の創設により、所得控除の対象として特別親族特別控除が追加されたものでございます。申し訳ありません。特定親族特別控除が追加されたものでございます。

次の第36条の2第1項の改正は、特定親族特別控除の創設に伴い、町民税の申告における控除の対象として特定親族特別控除が追加されたものでございます。

同条第10項の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴う引用条項のずれの見直しを行うものでございます。

次、21ページ、2行目でございます。

第36条の3の2第1項第3号の改正は、特定親族特別控除の創設に伴い、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に特定親族の氏名の記載が追加されるものでございます。

次の36条の3の3第1項の改正は、特定親族特別控除の創設に伴い、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書に特定親族の氏名の記載が追加されるものでございます。

次の第63条の2第1項の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴う引用条項のずれの見直しを行うものでございます。

次の第82条第1号の改正は、道路交通法施行規則の改正に伴う軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しを行うものであります。

次の第89条第2項第2号の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴う引用条項のずれの見直しを行うものでございます。

同項第5号の改正は、道路交通法施行規則の改正に伴い、軽自動車税種別割の減免を受けようとする申請において、対象車両の原動機の総排気量または定格出力の表示について見直

しを行うものであります。

次の第90条第2項から第5項までの改正は、道路交通法の改正によるマイナ免許証の運用の開始に伴い、軽自動車税種別割の減免申請時の運転免許証提示義務に係る規定等の整備が行われたものでございます。

次、22ページ、4行目でございます。

第139条の3第2項第1号及び第149条第1項第1号の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴う引用条項のずれの見直しを行うものでございます。

次の附則第10条の2第23項及び第24項の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項のずれの見直しを行うものでございます。

次の附則第10条の3第14項は、地方税法の改正に伴い、大規模改修を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、減額措置を適用することとする規定の新設によるこの項を加えるものでございます。

次の附則第10条の4及び附則第10条の5は、地方税法附則第10条の4及び第10条の5に係る規定の削除に伴い、この条を削るものでございます。

次の附則第10条の6は、地方税法の改正に伴い、引用条項のずれの見直しを行い、前2条が削除になったことにより、附則第10条の4とするものでございます。

次、23ページ、10行目でございます。

附則第16条の2の2は、地方税法の改正により、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばこの税負担の差を解消するため、当分の間の措置として課税方式の見直しの規定を新設するものでございます。

次、24ページ、下から3行目でございます。

附則につきましては、施行期日、経過措置を定めたものでございます。

以上で大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の説明及び報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） これで報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は、10時50分から会議を再開します。

(午前10時35分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内です。また、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

◇ 山 口 定 夫 君

○議長（渡辺善男君） それでは、初めに、8番山口定夫君の一般質問を行います。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 8番山口定夫です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、令和5年12月会議で一般質問をさせていただいた安全・安心なまちづくりの「防犯」についての2回目の質問です。

前回は、防犯灯の適正設置と防犯カメラについて質問をさせていただき、防犯に関する町の考え方や実績等について伺ったところですが、その後の状況や町の考え方について再度伺うものです。

最初に、防犯灯とは、薄暮れ時の通学路や、夜間、不特定多数の人が通行する生活道路等で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に設置される電灯のことです。防犯灯は、犯罪被害の未然防止など、夜間の町民の安全を確保するために用いられる屋外照明器具であります。

現在設置されている防犯灯は、LED防犯灯であり、平成27、28年度の2か年にわたり、町がLED化の工事を実施したものです。従来、各区で設置した防犯灯のものと比べ、エネルギー効率と耐久性に優れ、照明等維持管理経費の削減にも効果があると伺っております。

現在防犯灯の新たな設置は、各区長からの設置要望を受け、町が設置し、電気料金も町が

一括して支払っているところです。

また、防犯カメラにつきましては、平成25年に防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定するとともに、翌26年度には、同条例の施行規則を定めていますが、町は本条例の対象外となっています。

今回は、前回の町の回答を踏まえ、私なりの疑問等について、さらに伺いたいと思います。

なお、令和7年度は第3次総合計画の最終年度でありますとともに、第4次総合計画の策定年度でもありますことから、今後の防犯を推進する上で、町の考え方について、以下のとおり伺います。

最初に、防犯灯についてですが、前回、第3次総合計画の前期・後期計画期間の10年間のうち、初年度の平成28年度から令和4年度までの7年間について、防犯灯の設置状況について、年度ごとに要望数と実績数を伺ったところです。

ここで伺います。

その後の設置状況について、令和5年度及び令和6年度の要望数と実績数はどのくらいか伺います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

年度ごとの要望数と実績数ということでお答えさせていただきます。

令和5年度は、要望7灯、実績は新設2灯、移設が2灯でございます。

令和6年度は、要望7灯、実績は2灯、移設が3灯でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 次に、防犯灯の設置目標が、前期計画期間では毎年度2基増、後期では年2基と表現が異なることから違いを伺ったところ、毎年2基の増を計画しているものと回答がありました。

そこで、総面積129.87平方キロメートルと、県内の町村で最も広大な面積を有する本町にあって、年間2基という目標値は少なくないかと伺ったところ、各行政区で設置した蛍光灯を町がLED化の工事を行うに当たり、既設と新設の設置要望数も併せて伺っており、希望に応じた必要な防犯灯は確保できたとのこと。さらに、道路改良や住宅事情の変化等を考慮し、年間2基程度の新設は必要ではないかなどことから、2基という形で事業計画とした

旨の回答をいただいたところです。

しかしながら、工事を行った翌年の平成29年度も、9灯の要望に対し、町は6灯設置しています。28年度は工事期間であるので別に考え、29年度から令和4年度までの6年間の要望は57灯で実績は25灯です。これに、令和5年度、6年度の要望14灯及び実績4灯を加えますと、8年間のトータルの要望は71灯で実績は29灯となり、要望の平均は8.9灯に対し実績は3.6灯となっています。

先ほど移設の話がありましたが、移設は増となっていないため除外して考えております。

令和7年3月公表の第4次総合計画等に関わる住民意識調査結果報告書によれば、生活環境整備の在り方についての質問で、身近な生活環境を改善しようとする場合、特に、どのような施設整備が必要だと思いますかの問いに対し、回答17項目のうち、全体では、身近な医療施設が44.5パーセントと最も高く、次いで地区内の道路拡幅、舗装が34.4パーセント、街路灯、防犯灯は26.0パーセントと、5番目の高さとなっています。

なお、年齢別では、10歳代、20歳代では、街路灯、防犯灯が最も高く、30歳代以上では、身近な医療施設が最も高くなっています。

しかしこれは、質問の仕方であり、防犯に関し、どのような施設整備が必要かと聞かれたら、街路灯、防犯灯が最も高くなるのかと思いました。

ここで伺います。

防犯灯の毎年度の設置目標値の前の2基の増は計画数字であり、根拠に乏しいことから、今後は実績に基づき増やす考えはないか伺います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議員さんのおっしゃるとおり、平成27年、28年度の2か年で防犯灯のLED化を行い、リースにて運用をしております。

そして、この事業を実施するに当たり、各行政区の現有の防犯灯のほかに新規の設置要望も伺っており、希望に応じた必要な防犯灯をLED化に伴い設置したところでございます。

このように、各行政区などから求められました防犯灯は確保できたところでございますが、道路改良や住宅事情の変化等も勘案した中、年間2基程度の新設は必要ではないかということなどから、本数量にて第3次総合計画の前期基本計画で定め、後期基本計画でも継承し、目標を定めているところでございます。

防犯灯の新設の実績につきましては、その必要性を十分勘案し、また予算の範囲において、平成29年度から令和6年度までの8年間で29灯の設置をしております。平均で3灯以上の

実績となっているところでございます。

このように、行政区などからの要望に対して、大多喜町防犯灯設置等に関する基準に基づき、優先度、公平性を十分勘案し、計画以上の設置を予算の範囲において適正に配置することに努めてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 次に、防犯灯の設置基準について、どのような内容で運用状況はどうかと伺ったところ、前期基本計画の期間中に、防犯灯設置等に関する基準を定め、平成29年4月1日から施行しているとのことでした。

また、本基準の趣旨としては、町内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため、街路灯の設置に関して必要な事項を定めるものとしており、設置等の基準の規定では、近隣住民の同意が得られていることや、防犯灯の設置に係る間隔などが細かく定められているとのことでした。

なお、設置に関しては、優先度、公平性を勘案することなどから、学校や各行政区からの要望のあった箇所を、学校関係者、警察関係者、各道路関係者で構成している通学路安全対策協議会で協議し、通学路を優先的に設置している旨の回答がありました。

昨年度行った議会と地域住民との意見交換会でも、西畑地区の住民代表から、防犯灯は多く設置されているが、道路の脇道がたくさんあり暗いところがある、何とかならないのか等の意見があったところでした。

ここで伺います。

防犯灯の設置数について、通学路を優先的に設置とありますが、通学路と通学路以外を分けて考えられないか伺います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本町第3次総合計画の後期基本計画の施策で、防犯灯の適正設置の内容につきましては、各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対し、現地確認をするとともに、通学路につきましては大多喜町通学路安全対策協議会に諮り適正配置に努めますという形で示されているところでございます。

防犯灯の適正設置に努める場合、優先度、公平性を十分勘案しなければならないことから、各行政区や学校から要望のあったところを、学校関係者、警察関係者、各道路関係者で構成している大多喜町通学路安全対策協議会で協議し相談をいただきながら、必要な箇所に適正

に設置しているところでございます。

このようなことから、通学路だけではなく、各行政区内の生活道路、私道においても、優先度が高い必要な箇所には、移設等も含め適正に配置、設置をしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ありがとうございます。

続いて、防犯カメラについて。

全国で初めて防犯カメラ規制条例を作成したのは、東京都渋谷区で、平成16年に制定しています。大多喜町は平成25年に制定していますが、東京都世田谷区が平成21年に制定した防犯カメラの設置及び運用に関する条例を参考に制定されたものと考えます。

世田谷区と本町の条例との大きな違いは、第3条、防犯カメラ設置運用規約の届出で、世田谷区の条例は世田谷区と民間を届出の対象としているのに対し、本町の条例では民間だけです。当時は町が防犯カメラを設置する考えはなかったものと推察されます。

町が、平成18年に制定した防犯まちづくり条例の第4条、町の責務では、犯罪のない安全で安心な地域社会を形成するための環境整備を、町の責務の一つとして規定していますことから、防犯カメラの環境整備は町の仕事と考えられます。

町には、民間を含め防犯カメラは何台設置されているのか伺ったところ、本町が管理している防犯カメラはございませんが、条例に基づき、大多喜地区防犯組合連合会が管理、設置している防犯カメラは3台です。また、本条例の適用外ですが、本町が施設の管理上必要な監視用のカメラは3台、不法投棄に係る監視用のカメラは9台と回答がありました。

近年、不特定多数の人が集まる公園に、町が設置した監視用のカメラは、施設の適正使用を監視するだけのカメラでしょうか。本条例に防犯カメラとは、犯罪予防を副次的目的とするものを含むとあることから、監視用のカメラであっても、防犯的な要素がある場合は本条例の対象となるのではないかと考えます。

ここで伺います。

本条例の適用外ではあるが、町が設置の管理上必要な監視用のカメラは3台と回答がありました。使用目的によっては設置運用規約等が必要となるのではないかと伺います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 町が施設の管理上必要な監視用のカメラの管理規程等につきまして

では、必要に応じて施設管理者、担当部署が定めることになると思われます。また、基本的なことは、画像データの個人情報の取扱いなども規定してございます。

本町防犯カメラ設置及び運用に関する条例に準じて、管理運用することも考えられますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 前回、防犯カメラは犯罪抑止等に効果が期待できると思うが、学校等教育施設、通学路（町道）等への見守りのための防犯カメラ設置の考えはないかと伺ったところ、防犯カメラや監視カメラの設置は、プライバシー保護の観点から慎重に設置管理、運用を行う必要があることや、常時監視する体制が整備されていない状況では犯罪への抑止効果は限定的ではないかとのことから、通学路への設置の考えはない旨回答がありました。

改めて考えると、この回答に違和感を覚えます。民間は、既に本条例の対象となつています。本条例に町を加える条例の一部改正を行うことで、世田谷区と同様、町が設置する防犯カメラも届出の対象となります。

そこで伺います。

学校等教育施設への設置は、夜間等の設置管理などの観点から、学校とも十分協議して設置の有無を考えていきたい旨の回答がありました。協議は行ったのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 山口議員の質問について、教育課からお答えさせていただきます。

中学校及び各小学校とは、防犯カメラを設置した場合の利点と課題について協議を行いました。

協議の中で、学校施設ごとに状況が異なることから、警察、地域、保護者とも連携を図り、引き続き学校と十分協議をしまして、設置の有無については考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ありがとうございます。

県では、平成23年度から、市町村防犯カメラ等補助事業を実施しており、今までに県下50市町村が県の補助事業を活用していると伺っております。令和6年度までの14年間で、防犯カメラ3,815台、防犯灯31基の設置に対して補助金が交付されています。単純計算で1市町

村当たり76.3台の防犯カメラが設置されたこととなります。

夷隅郡市2市1町でも防犯カメラを設置しています。台数は未確認ですが、勝浦市は29か所、いすみ市は26か所、御宿町は6か所について、主要な交差点や公共施設の入り口等に設置しています。

再度伺います。

防犯カメラは犯罪の抑止等に効果が期待できると思うが、学校等教育施設、通学路（町道）等への見守りのための防犯カメラの設置の考えはないか。また、関連ですが、町内の犯罪の抑止力を高めるためにも、市町村境や町内主要な交差点などに防犯カメラ設置の考えはないか、併せて伺います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 初めに、総務課から、千葉県市町村防犯カメラ等設置補助事業につきましてご説明をさせていただきます。

この事業の補助対象となる設置目的は、盗難の犯罪防止、子供の通学路の安全対策、不審者声かけ事案の防止等であり、補助対象場所は公道、私道、公園等、不特定多数の人が往来する公共の場所となっております。

補助率は、事業費の2分の1以内で、新設設置の上限額は20万円でございます。

本町が所有、管理しているものではございませんが、大多喜地区防犯組合連合会で設置してございます防犯カメラ1台は、本補助金をいただき設置したものでございます。

防犯カメラの設置につきましては、町民等の権利利益を保護するとともに、全ての町民が安全で安心して生活することのできる地域社会を実現するため、犯罪抑止や犯人検挙等の側面で効果があるものと考えます。

一方、防犯カメラは、個人情報、プライバシー保護の観点から慎重に、その設置、管理運用を行う必要も同時にあると考えるところでございます。

このようなことも踏まえまして、県内自治体の管理運用方針や効果なども含め、県警などの関係機関と協議し勘案しながら、公道である国道、県道等の交差点付近を中心に設置することを基本とし、本補助制度の導入につきまして研究していきたいと考えているところでございます。

○教育課長（浅野健二君） 続きまして、教育課からお答えさせていただきます。

先ほどの、学校との協議は行ったのかの質問でも一部お答えしましたが、防犯カメラを設置した場合の利点では、犯罪を未然に防ぐ抑止効果や犯罪捜査で効果が発揮されているなど

あるかと思えます。

一方、課題としては、プライバシーの保護の観点から慎重に設置、管理運用を行う必要があること、有事の際に即座に対応するため、モニターを常に監視する体制をつくれるかなど、学校との継続的な協議が必要であると考えております。

このような中、学校で実施している防犯対策におきましては、防犯訓練の実施、防犯ポスターの掲示、すぐー等を活用した保護者に対する不審者の情報共有など、職員、保護者、児童生徒への防犯意識の向上に努めているところでございます。

また、関係機関と連携を密にし、防犯体制の強化に努めているところであり、引き続き学校と十分協議しまして、設置の有無については考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ありがとうございます。

昨年の8月以降、1都3県で闇バイトを実行役として発生した一連の首都圏連続強盗事件は衝撃的でした。本年1月にも、鴨川市の住宅で闇バイトと思われる強盗事件が発生しています。過去には不審な声かけが通学路で発生しています。最近では、通学路で子供たちが被害者となる交通事故が多発しています。本町でもいつ、重大な事件、事故が起こらないとも限りません。町はこのまま無防備のままではよいのかと危惧しております。

通学路や主要な交差点への防犯カメラは犯罪を止めることはできないかもしれませんが、抑止にはなると考えます。犯罪抑止、抑止効果を高めるためには、犯罪発生率の高い場所へ防犯カメラ等を取り付けることが有用だと考えます。

町長の公約に、住んでよし訪れてよしのまちづくりがありますが、町長は防犯をどのように考えるのか伺います。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは山口議員からの今のご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

防犯そのものは、カメラだけでやるわけではないと思っております。基本的には協働のまちづくりという言葉がございますけれども、防犯活動についても町民の意識の問題、これも大変だと思います。

警察との間の連携をよく密にしながら、しっかりと防犯抑止に努めるということが、まず一番大事なところではないかということで、私も警察官友の会の会長とか役員も長くやって

おりましたので、密にやはり警察との連携をつくるということは、とても大事なことであり
うと思っております。

その中で防犯カメラ、それも一助になろうかと思っておりますので、今、町のほうの関係してい
るところの台数のお話が述べてございましたけれども、実はそれ以外に、町内企業だけでも
約30の企業が防犯カメラをつけてございます。

これは、本来あまり大きな声で言えないことかもしれませんが、その企業と警察との間
では常に事件があった場合等々については、自分たちのレコードを、しっかりとお見せし合
うということの協議ができております。

あと、ほかにプライベートで個人の方が持っているところもございます。そちらのほうは
ちょっと私は存じ上げておりませんが、町全体では、今ちょうど町のほうからお話が
あった台数プラス、30台プラスアルファがしっかりとありますので、そういったものもうま
く、お互いに共有し合いながら、町の防犯に今後とも努めていきたいと思っております。

山口議員のお話にも、確かに一理あるなとも思っておりますので、例えば老川地区あたりの十字
路には、まだ防犯カメラもございませんし、そういうところがどんなものかということも含
めて、今後前向きに考えていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろし
くお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 町長、ありがとうございます。

全ての町民が、安全で安心して生活できるまちづくりを引き続き推進していただい
たらと思います。

時間となりましたので、以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうご
ざいました。

○議長（渡辺善男君） 以上で山口定夫君の一般質問を終了します。

◇ 久保初江君

○議長（渡辺善男君） 次に、10番久保初江君の一般質問を行います。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 10番久保初江です。

議長に発言のお許しをいただいたので質問をさせていただきます。
まず、いすみ鉄道についてです。

昨年10月に発生したいすみ鉄道の脱線事故により運行が停止し、通勤、通学をはじめ、日常生活において大きな影響が出ております。地域にとっても欠かせない交通手段であり、観光客の方も多く楽しまれている鉄道であります。そして、多くの町民の皆様が、現状と今後の見通しについて強い関心を抱かれています。

町民の皆様が、いすみ鉄道を応援、支援する具体的な方法について質問させていただきます。

いすみ鉄道は、大多喜町にとって、単なる交通機関だけではなく、地域の誇りでもあり、大切な観光資源、そして地域コミュニティーをつなぐ重要な存在であると思っております。

今回の事故を受けて多くの町民から、自分たちにも何かできることはないか、地域のみんなで応援して協力して鉄道を支えていけないかという前向きな声も聞かれています。

町として町民が、いすみ鉄道を応援、支援していくためにできる具体的な取組、あるいは町と町民が協働できる可能性について、どのようなお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 久保議員のご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、多くの方々が、いすみ鉄道に対して、そのような思いを持っていただいていることは大変ありがたいなど。まずは、そういった思いを持っていただいることが大切だと感じております。

ご質問いただきました、町民が、応援、支援のために何かできないかといったことですが、運休している現在も代行バスを運行し、地域の公共交通として、高校生や観光客の安全輸送に現在努めながら、いすみ鉄道としましても、小湊鉄道、また地元金融機関との共同プロジェクトによりイベントを開催してございます。

4月に行われた上総中野駅でのイベントでは、多くの地元出店者や地域内外の来場者の方に支えられ、また先般のキハ車両のセレモニーにおきましても、多くの鉄道ファンの来場をいただいたところです。

まずは、そのようなイベント参加で盛り上げていただくなど、身近なところから、個人でもできることがありましたら、ご支援いただけるとありがたいと考えております。

また、町と町民が協働できる可能性ということですが、これまでも地域の方々、保育園や地元企業などと協働して取り組んできておりますいすみ鉄道友の会、こちらの活動では、沿線の除草作業や菜の花の植栽、駅の美化活動など、多くの方々にご参加いただきながら、い

すみ鉄道を側面から盛り上げていただけてきたところでございます。

今後とも、行政のみならず、地域の方々、地元企業とも連携しながら、いすみ鉄道を支援してまいりたいと考えております。

また、現在もバスによる代行輸送を行っておりますし、運行が再開しました際には、これまで以上にいすみ鉄道、ご乗車いただけることが何よりのご支援かと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） まず、いすみ鉄道友の会、個人会員様が240名、企業団体会員様が26団体ということですが、今後の活動、6月8日にいすみ鉄道沿線の草刈りがあるということで、先日ライブビジョンにてお知らせがあったのを覚えているんですけども、今募集かけて、どのぐらいの人たちが参加を希望されておりますか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 友の会の沿線の除草作業ということですが、現在取りまとめしております、具体的な数字は今ちょっと手元にないんですが、会員とそれ以外の方でもご参加いただいている方がいらっしゃいます。大体の数字になってしまうんですが、個人の方で40名から50名ぐらいの間、企業さんも会員外のところも含めまして5社とか、そういったところからご協力はいただいております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

個人的にもう少し、いすみ鉄道友の会のことを皆さんに周知していったら、もっといろいろなボランティアの方とか、これから応援したいという方が増えていくのではないかと考えております。

さらにこの間回覧版で回ってきたんですけども、7月13日に、頑張れいすみ鉄道という、大多喜町の公民館で行われる歌謡ショー&カラオケ大会っていう企画があることを知りました。

これは、まだあまり、たまに貼り紙で見かけたり回覧版で回ってきているっていうだけなんですけれども、もう少し先のイベントだからなのかもしれないですけども、町民の方がもっと楽しんで参加できるイベントだし、いすみ鉄道の応援にもとともつながるイベント内容なので、一部寄附をされるということなので、何かそういうのをいっぱい周知していく、今後の予定はありますか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） お話にありました7月13日のカラオケ大会なのですが、主催が町の文化団体さんのほう、主催かと思えます。町のほうとしましては、教育委員会のほうで、たしか後援にも入っているかと思えます。そういった面からも協力しておるところではございます。

特別、改めて町のほうや友の会のほうから周知、広報っていうところは考えてはいないんですが、鉄道のほうとしましては、何か連携できることがあればというところで考えているのかなということで思っております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。私も大多喜町の町民として、いすみ鉄道を応援していけたらと思っております。

次の質問に参ります。

次の質問は、こどもまんなか社会の実現に向けて、大多喜町では先日、第3期大多喜町子ども・子育て支援事業計画を策定され、私たち議員にも配られております。

こども家庭庁が掲げているこどもまんなか宣言に基づいて、全国の自治体では、子供一人一人の意見や視点を尊重しながら、地域独自のこども計画や地域こどもビジョンの策定が進められています。

こうした流れを踏まえて、大多喜町においても、自然、教育、地域資源を生かした大多喜町のこども計画を立ち上げるべき時期にあると考えております。特に本町には、豊かな自然、竹林、地域のつながりといった、子供たちが生き生きと育ち体験できる貴重な環境があります。これらを生かして、こどもまんなか、子供を真ん中に据えたまちづくりを進めていくことで、子育てしやすいまちの実現、地域の愛着と定住促進、世代間交流による地域力の再生、地域内エコツーリズムや学びの場の創出といった多方面の好循環が期待できると思います。

今後、町民や子供たちの意見を反映しながら、子供を支援の対象だけではなく、まちづくりの担い手として尊重する、共に育むと書いて共育、共育の仕組みを育んでいくこと、多様な子育て支援や体験機会の充実を図ることは、将来にわたる地域の活力に、また子供を育てる親として、この町を子育ての場所として選ぶ判断基準につながるものと確信しております。

そこで、こどもまんなか社会の実現に向けた町の取組についてお伺いさせていただきます。

大多喜町として、こどもまんなか社会の実現に向けたこども計画の策定について、現在どのような認識と方針をお持ちでしょうか。具体的に計画策定に取り組む意思や見通しがある

のかを、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 久保議員の質問につきまして、教育課からお答えさせていただきます。

こども計画は、こども基本法第10条において、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成する努力義務が課せられております。

また、各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、各計画間において、関連計画として位置づけることや、内容に応じて相互に参照し合うなど整合を図ることで、市町村こども計画として位置づけることも可能とされております。

こども大綱では、こどもまんなか社会の実現を目指してありまして、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に、幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこととされております。

こどもまんなか社会の実現に向け、まずは各法令に基づき作成されております既存の計画が、こども大綱や都道府県こども計画に沿ったものなのかを検証しまして、市町村こども計画に位置づけることが可能かどうかを模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

私なりに、大多喜町のサイズ感と似た他市町村というか、9,500人以下で7,500人以上の関東圏にある6つの市町村のことについて、ちょっと調べてみましたので、お伝えいたしたいと思っております。

1つ目は、7,651の人口の茨城県の五霞町という町です。こちらは、こども計画を既に策定されております。そこで、やはりアンケートの調査なんですけれども、今までは中高生までのアンケートを取っていたんですが、そこは18歳以上で39歳までの若者に対してのアンケートを取っておりました。

もう一つの地区は埼玉県の皆野町、8,726人の町です。そこの方に問い合わせ、つくった方に問い合わせしたところ、やはり同じく若者に対してのアンケート調査も含めた上でこども計画というのをプラスしておりました。

もう一つの市区町村は、栃木県の塩谷町というところで9,339人いる市町村なんですけれども、こちらもこども計画を策定しておりました。

共通して言えるのが、大多喜町で今回つくった第3期子ども・子育て支援事業計画なんですけれども、第3期子ども・子育て支援事業計画ではなく、その代わりにこども計画をつくったということが調べて分かりました。

大多喜町では、事前に、こども計画を努力義務だとされていたにもかかわらず、あえて子ども・子育て支援事業計画をつくられた、その意図は何でしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 第3期の子ども・子育て支援事業計画につきましては、既に第1期、第2期と10年間、この計画を継続して行っておりまして、この令和7年度からが第3期ということで、また新たな5か年計画の目標として、この計画を策定しました。

まずはやはり、そのこども計画等もある中で、この第1期、第2期からも継続してまだ計画の未達成なものがございます。ここをこのままにしておくのではなく、第3期も引き続き、この計画をまた新たにブラッシュアップしまして、引き続きその1期、2期で未達成なもの、また3期で継続して行うもの、新たに行うものを計画することが、今回この子ども・子育て支援のより充実を図れるものと考えておりまして策定に至ったものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

こども計画と子ども・子育て支援計画の大きな違いは、まず対象の年齢にあると思うんですけれども、大多喜町が今、子ども・子育て支援事業の計画を立てている対象が高校生までとなっております、こども計画のこども基本法では、子供は心身の発達の過程にある若者とされて、一定の年齢で上限を課するものではないと明記されております。

若者へのヒアリングや若者とのディスカッションが今後大切になっていくこども計画なんですけれども、町として、今後、若者とのディスカッションの設置や町民や子供の意見交換の機会の創出などをするお考えはございますか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） まず、第3期大多喜町子ども・子育て支援事業計画の策定時において、就学前の児童、保護者及び小学生の児童、保護者へ、子育ての状況や町に期待することなどをお聞きし、計画策定のときの参考にしておるところでございます。

市町村こども計画で言うところの高校生、大学生や20代、30代を中心とする若い世代の方に対する検討の場の設置や意見交換の機会の創出は、今のところ考えてございません。

しかしながら、大多喜中学校1年生を対象としましたおおたき未来ワークショップでは、本町の未来予測や目指す将来像等につきまして議論を行い、町長へ提言する学習を行っております。

また、大多喜高校生を対象としました総合的な探究の時間としまして、人口減少問題、防災教育、高齢者福祉など、各分野でテーマを決めまして、社会的課題等についての理解を深め、地域に貢献できる人材の育成や意識の醸成を目的に出前授業を実施しております。

さらに、探求の学習の専門性を高めるために、町、高大連携大学、企業、町内の小中学校、関係機関とコンソーシアムを形成しまして、生徒との意見交換も行っております。

これらの取組は、これから社会に踏み出す若者への支援として非常に有意義であり、かつ将来に見通しを持つきっかけにもつながり、若者の意見の場としての側面もあると考えておりますので、今後も推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

大多喜高校での総合探究授業で得た意見等は、まちづくりに対して反映されたりとかすることはありますか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 実際には、多分実績ではまだ反映までは至っていないかなと思いますが、私も先日、5月に、そのコンソーシアムのほう初めて参加しまして、大多喜高校の3年生と2年生の、ポケットモンスターのカードゲームを題材にした、まちの魅力を、カードゲームを通して魅力を伝えるものであったり、若い方が高齢者福祉に参加できるようなシステム等の話合いが、意見を出していただきました。

非常に素晴らしいなど、私には考えつかないようなことも考えているんだなというのを率直に思いまして、これをすぐそのまま、その高校生の意見を取り入れられるかということ、またそこはやはりいろいろな法令とか条例とかに基づくものもございますので、そこはやはり精査しないといけないと思いますが、単なる意見交換の場だけでは終わらせることなく、町としても本当にそれがいいものであれば取り入れていきたいというふうに考えていると思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

子ども支援計画とこども計画の大きな違いは、子ども支援計画は子育てのサービスであり、こども計画は子供の権利と包括的支援を行う計画であります。

今後、町として若者たちの声を聞く時間、まだつくる予定はないとおっしゃっていましたが、若者たちが話しやすい意見交換の場を設けられるように、イベントだったりとか若者が集まるような場をつくって、今後若者たちの話を聞く時間というのをたくさんつくってもらいたいなと思いました。

そして、次は、支援計画ではなくこども計画を含めた形で計画を立てていただけたらと思います。

若者のヒアリングは、今後この町の第4期総合計画をつくる、策定をする上でも大切な声となると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時47分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、3番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 3番渡辺八寿雄です。6月会議におきまして一般質問させていただく機会をいただきました。感謝を申し上げる次第です。

私は6月会議、本日の日曜議会でありますけれども、町の経済対策について、特に子育て世帯に対する経済支援についてを大きなテーマに、3項目にわたり質問をさせていただきます。

諸物価の高騰は、国民生活を苦しめております。国会では、各党におきまして、消費税の

減税や食料品に限った廃止、また、ガソリン単価の引下げ、そして生活給付金の支給など、各種の施策を打ち出しております。ガソリン単価につきましては、10円値下げすることで、これは政府において決定され、既に実行されつつあります。また、電気・ガス料金等についても値下げする動きもあります。

国民一人一人に寄り添った経済対策につきましては、国の施策に対応せざるを得ないと思っておりますけれども、子育て世帯、乳幼児等を育てておられるご家庭への支援につきましては、町単独でも施策を講ずることができると思っております。

諸物価の値上がりは、庶民はもとより、特に子育て世帯にとっては大きな負担としてのしかかってまいります。

そこで、以下のことについて、町のお考えをお伺いしたいと思っております。

まず1点目ではありますが、おむつ給付券等の支給についてお伺いしたいと思っております。

町の出生者数は、令和4年度23人、令和5年度15人、令和6年度は13人と減少の一途をたどっております。

人口減少対策は町の喫緊の最重要課題であります。交流人口を増やし、定住人口につなげる、いわゆる社会増対策について取り組んでおられる部分、これは大事な施策ではあります。自然増対策についても大いに力を注ぐ必要があるかと存じます。

過去にも、これは令和4年12月会議であったと思っておりますけれども、一般質問をさせていただきましてけれども、子育て世帯に対する経済対策、経済支援策として、乳幼児のいる世帯におむつ購入券やミルク購入券を支給してはどうかと思っておりますが、町のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

渡辺議員の言われるとおり、少子高齢化の進んだ町において、少子化対策としての子育て支援の充実はとても重要なものと考えます。しかし、議員もご存じのように、大多喜町の子育て支援は他の自治体と比較しても決して劣っていることはなく、充実しているものと考えます。

具体的に申し上げますと、妊娠前の不妊治療費の助成をはじめ、妊娠後、出産に向けた相談を受けるためのプレママコール、出産時には出産祝い金の支給、新生児訪問、赤ちゃん計測会、乳幼児相談、離乳食教室、幼児健診、2歳児歯科健診及びフッ素塗布事業、子育てタ

クシー、子育てヘルパー事業、産後ケア事業などがございます。また、昨年度からは、児童インフルエンザ予防接種費用助成やファミリーサポートセンター事業のほか、ベビー用品のレンタル事業も開始したところでございます。

本町では、おむつ券、ミルク券の支給はないものの、第一子から全てのお子さんに対して出産祝い金を支給しております。この祝い金をおむつやミルクの購入費に充てていただけるものと考えています。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

近隣の自治体はどうかということで調べてみたんですけども、出生時に乳児用のおむつ、お尻拭き、乳児用ミルク、ベビーフード等に引き換えることができる乳児おむつ等受給券10万円分を支給したり、また、このほかにも令和7年度、今年度から、ゼロ歳から2歳児の保育料の無償化、保育所等の副食費の無償化、在宅子育て助成金の支給や出産祝い金の支給など、県内トップクラスの手厚い支援の子育てのまちとしてアピールしている市もあります。

過去において、ただいま課長の答弁にもありましたけれども、他の市町村に先駆けて充実した施策を実施しているという答弁も今までも繰り返されておりましたけれども、実際、そのように手厚い事業をされていることは事実かと存じます。しかし、他の自治体を見ますと、さらにその上をいった施策を講じている市町村もあるわけでありまして。

国の動向を見極めて判断するとか、過去にもそういう答弁をいただいたことがありますけれども、昨今、次々と本当に、ただいま申し上げましたように、新しい子育て支援策が打ち出されておまして、大事な赤ちゃんを育てておられるご家庭を支援する自治体が増えてきております。

交流から定住へ、そして、定住すれば、子育てに優しい町、住んでよし、子育てによしと、そのようなコンセプトで町をPRしてはどうかと思っておりますけれども、突然振って恐縮ですけれども、町長、突然で申し訳ありませんが、手厚い子育ての町として町をPRしていく考えがおありかどうか、お考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 突然の振りでびっくりしました。

いずれにしても、私どもの町も子育てに優しい町というような方向性で一生懸命、今、各課を横軸を通してどういう形でやったらいいのかということを一生涯やらせていただい

います。

生まれた方にそういうような何か物資を与えるということ、これも大事かもしれませんが、でも、まず、やはり結婚をして子供ができるということがどれだけ人間の生活において楽しみがあるのか、すばらしいことなのか、まずそういうことを先んじて町内にPRをするところの順番を間違えると、どうしても追っかけ仕事になってしまうような気がしています。

ですから、皆、職員のほうにも、なるべくだったら、個人個人の、要するに生活を大事にするというような風潮がありますが、家族としての在り方、至福感、幸福感、そういったものをどんどんPRをしながら、そういうような渡辺議員の言うようなことも併せてやるということはとても大事なことだと思います。

とにかく、まず結婚をしようと、それから子供をつくるのがどれだけ幸せなことなのか、子供がいる生活がどれだけ幸せなことなのか、そういうことをもっともっと先んじてPRをすることのほうが先ではないのかなということを職員とともに、今、一生懸命、話をしておりますので、渡辺議員のほうからのお話、ご指摘あったことも大事だとは思っていますので、その辺をうまく考えながらやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

確かに基本的なことはそのようなことだと思いますけれども、今回の一般質問につきましては、経済的な支援ということで、そういう立場、そういう部分からお願いといたしますか、考え方をお聞きしたかったですけれども、十分分かっております。

ひとつこれからもお願いしたいと思うのでありますけれども、次の2点目でありますけれども、家庭保育世帯への応援給付金の支給についてということで予定をしてありましたけれども、1点目と若干関係もありますので、質問の順番を変えさせていただきまして、3点目の出産子育て応援交付金に対する上乗せ補助についてを先にお伺いしたいと思います。

出産子育て応援交付金につきましては、国の施策によりまして、令和4年度から制度化された事業であります。

通告書には令和6年度と書いてしまいましたけれども、確認した結果、令和4年度国庫予算補正予算での対応から制度化された事業でありました。大変失礼いたしました。

この制度につきましては、今、その内容が若干変更されていると伺っておりますけれども、今までの内容につきましては、結婚時に5万円、出産時に5万円、これを支給するという事

業内容でありました。若干変わったということでありますけれども、現在はどのような内容になっておるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまこちらの制度につきましては、名前のほうも「妊婦のための支援給付」というものになっております。医療機関等で妊娠が確認された後に、まず、申請いただいて5万円を支給しております。そして、出産予定日の8週間前の日から、やはり申請していただいて、お子さんの人数掛けること5万円、ですから、お一人につき5万円の支給をさせていただいているという制度になっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） お一人に10万円限度というのは変わっていないのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 10万円というか、妊娠のときにはまだお子さんの人数が分かっていませんので、ですので、場合によっては、双子の場合は、妊娠が分かったときは5万円で、お二人いらっしゃるといふ双子というのが分かったときに10万円ということになります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 分かりました。ありがとうございました。

これから子育てをなさるご家庭にとっては大変ありがたい制度であります。大きな経済的支援になっているものと思われま。

妊娠・出産に際しましては、思わぬ出費がかさんでくるということでもあります。過去に、出産費の助成について、出産育児一時金で不足する額を助成してはどうかと質問したこともございましたが、そのときは、ちょうど国においても助成金が増額される見通しの時期でありましたものですから、国の動向を見て対応したいというご回答をいただいております。

この出産費用につきましては、最近、明るい話題もありますけれども、政府、これは厚生労働省の所管のようでもありますけれども、早ければ令和8年度から自己負担分を無償化する方針を決めたという報道がありました。少子化対策の一環で、正常分娩に公的医療保険を運用した上で無償にする案とか、具体的な制度設計につきましては今後検討するということがありますけれども、令和8年度から出産費用の自己負担はなくなるというような報道がな

れております。

ちなみに、令和6年度上半期の平均出産費用を調べてみましたら、東京都が最も高く64万6,000円、最も低いのは熊本県の40万2,000円、千葉県はどうかといいますと52万7,000円だったようであります。出産育児一時金は、令和5年度から42万円から50万円に引き上げられましたけれども、なお、平均からすると、千葉県でありますけれども、不足している状況であります。

少子化対策の一環、そして子育てしやすい環境づくりのためにも出産子育て応援交付金について、制度の定額を支給するのだけではなくて、多少上乘せをして支給をいたしまして、子育てに手厚い町をアピールしてはどうかと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（渡辺善男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 先ほどの1つ目の質問の答弁のとおり、町では出産祝い金を1人目から支給しております。さらに、入学祝いポイント制度があり、小学校入学時に児童1人当たり地域通貨5万円分を付与するなど、既に上乘せを行っていると考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございます。

次に、3点目に入りますけれども、家庭保育世帯への応援給付金の支給についてお伺いをいたします。

町では、待機児童はいないと思っておりますけれども、保育園入園制度のはざま保育園に入園できないお子さんや、また、ご家庭の判断によってご家庭で保育をされておる家庭もいらっしゃるかと思います。国においては、近いうちに入園の要件をなくして、どのようなご家庭でも入園できるとする方向性を示しております。

今現在、入園要件に合わず入園できない世帯、それから、希望によりご家庭で保育している世帯、これらの世帯数と児童数をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ただいまの渡辺議員の質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。

まず、現在の就学前の児童数と未就園児の数になりますが、令和7年4月1日現在の就学前の児童数ですが、ゼロ歳児12名、1、2歳児47名、3歳児以上82名の合計141名となりま

す。そのうち、家庭で保育をされている未就園児の数ですが、ゼロ歳児11名、1、2歳児17名、3歳児以上2名の合計30名となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

入園できるにもかかわらず制度のはざまで入園ができないご家庭の世帯数と子供の数、児童数はわかりますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 世帯数につきましては、ちょっと今、調べていませんので分からないんですけれども、児童数は、先ほどの未就園児の数になるんですけれども、ゼロ歳児で11名、1、2歳児で17名、3歳児以上で2名の合計30名でございます。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 入園を希望しているんだけど、今の制度で入園ができないという、そういう子供の数というのは把握しておりますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 入園したいという方の、まずそこはちょっと把握していないんですけれども、先ほど3歳児以上2名いる方で、そのうち1名が既に大多喜町を離れる予定でございまして、別の町の保育園に入園している方1名と、もう一名の方は、保育園での保育を望まず、自分のうちで自分が保育したいということで家庭保育しているという、その2名の方につきましては把握しております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ご家庭で保育をされている世帯、近隣の自治体では、そういうご家庭で保育されている世帯に月額1万円から1万5,000円の在宅育児支援金を支給している市町がございます。

在宅で子育てをしているご家庭に対して、いわゆる経済的負担を軽減し、安心して子育てができるように、家庭保育もしくは在宅子育て応援給付金を支給してはどうかと思っております。この点についてお考えいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） まず、先ほど渡辺議員の質問の中にございました保育園入園の要

件をなくし、どのような家庭でも入園できる報道につきましては、こども家庭庁が所管するこども誰でも通園制度のことだと思われまます。

本制度は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育園などに通っていない未就園のお子さんを対象に月10時間の範囲内で、保護者の就労要件等を問わず、保育園等に誰でも通える制度でございます。本町においても第3期大多喜町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、令和8年度から事業開始に向けまして、現在、保育士及び園内教室の整備、事業開始に向けた周知など準備を進めているところでございます。

応援給付金につきましては、保育園などに入園していない世帯が支給要件の対象になるかと思ひますが、世帯で育児を行いたいにもかかわらず、夫婦共働きのため、やむを得ず入園させている世帯もある中、家庭保育世帯が給付を受け、入園させている世帯が給付を受けられないことに不公平を感じる方もいると思われまます。

応援給付金は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもので大変重要であると思ひますが、公正公平の観点から、応援給付金の実施につきましては慎重に考えていきたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

先ほど出生者数を申し上げさせていただきましたけれども、本当にこのように、もう大変言いづらい話なんですけれども、将来的にはもう1桁になってしまうような、そういうことが危惧されております。少しでもこのすばらしい大多喜町に住んでいただくためには、本当にそういう手厚いPRを内外ともに示していく必要があるかと思ひます。

そんなにおむつ券とかミルク券支給しても何千万とかかかる費用ではありません。とにかく町ではそういう手厚いことをしているんだよということをぜひPRもしていただきたいし、当初は存目程度で計上でもいいかと思ひませんが、しかし、それなりの予算をつけないと事業化というのは無理だと思ひますけれども、とにかく手厚い、PRするためにもそういう事業を行っているということをまず内外ともに示していただきたいというのが私の本音であります。

今、課長お話のように、慎重にということは確かに大事な表現、言葉でありますけれども、実際に支給している自治体があるということは事実なものですから、そういうところも十分検討に値すると思ひますので、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

子育てに手厚い町、子育てのしやすい町として、県下トップの町を目指していきたいと私は思って、期待しておるところであります。

若干、時間、早いのでありますけれども、以上、申し上げまして、私の日曜議会の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

◇ 加々美 昌 美 君

○議長（渡辺善男君） 次に、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 11番加々美昌美でございます。

私からの質問は、町営住宅の現状と課題について、2つのご質問をさせていただきたいと思えます。

なお、このご質問は、町民の方からいただいた町営住宅に関するご相談を基に質問させていただきます。

本町の町営住宅は9団地111戸ですが、経年劣化や老朽化に伴い、修繕はもちろんのこと、建て替えが必要となるものもあると思えます。木造住宅が4団地36棟72戸、その中で耐用年数が30年を超えている住宅が2団地ございます。建て替え、老朽化対策を検討すべきだと思います。

なお、この住宅は昭和56年以降に建築されておりますので、耐震性はありと診断されておりますが、4団地に関しましては、耐火基準と準耐火基準もされていない住宅がございます。

本町は、平成26年に大多喜町営住宅長寿命化計画が策定されております。町民が不安を抱えながら生活することのないよう、安心・安全に暮らせる住環境について町は現状の認識と今後の課題についてどのように考えておられるか伺います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 加々美議員の質問に建設課からお答えいたします。

木造の公営住宅の耐用年数は30年と公営住宅法で規定されていることについては、町も十分理解しております。しかしながら、耐用年数が過ぎたからといって直ちに使用できなくなるわけではありません。町としては、必要な維持管理を行い、施設の延命化を図る努力を続けております。

現状の状況についてご説明いたします。

町では、毎月、各戸に住宅使用料の納付書を職員が配布する際に、外観や外構の目視点検を行っております。この点検により、外部から見える部分の異常を早期に発見し、必要な対応を行うことが可能となります。また、大雨や強風の後には巡回を実施し、異常がないか確認する体制も整えております。これにより自然災害による影響を最小限に抑える努力をしております。

一方で、建物内部の老朽化については、入居者がいらっしゃるため内部の詳細な確認が難しい状況です。そのため、一斉に更新を行うことは困難ですが、入居者から連絡があった際には、不具合箇所の修繕や更新を迅速に実施するよう努めております。また、入居者が退去された際は内部を詳細に確認し、必要に応じ修繕等を実施しております。

また、今後の課題としては、町営住宅の空き部屋の解消があります。これについては、令和7年3月会議で条例の一部を改正し、入居要件を緩和し、特にこれまで対象とならなかった若い世代が入居しやすく、安定した住環境を確保できるよう改正いたしましたので、入居率の向上に向け、町広報やホームページ等で周知をしまいたいと思います。

次に、住宅施設の老朽化に伴う建て替えも検討すべきだと考えもありますが、しかしながら、建て替えには予算や土地の確保、ニーズに応じた住宅の選定など、多くの課題が存在します。特に建て替えともなると事業費は高額となり、現在の財政状況が厳しい中で新たな建設を進めることは容易ではなく、慎重な検討が必要だと思われれます。そのため、今後もこれまでどおり維持管理を中心に取り組み、施設の老朽化による破損等の増加が予想されますが、これに対処するため、修繕予算の安定的な確保及び町営住宅の入居者からの意見や要望をしっかり受け止め、よい住環境を提供できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

実は、私も先月、5月まで町営住宅のほうに住まわせていただいて、大変お世話になっておりました。

私から見ると、災害の後とか瓦が飛んだりですとか、屋根の木造部分が飛んでいたりとか、そこから水が浸水して、台所のちょっと屋根が漏れたりとか、どうも全く来ていただいているとは申し上げませんが、本当にそれがされているのかという声をやっぱり住民の方から伺います。ですので、このように今回質問をさせていただいております。

そして、建設課のほうにお電話をして、修理に伺いますと言ってからお時間がすごく空く

というお声もいただいております。中間で一報を、どれぐらいの時間がかかるのかということをお伝えしていただければ、待つ方はやはり不安で待っていると思います。そして、災害も思わぬ災害が起きたりとかしておりますので、どこか一報を、途中でこれぐらいになるというご報告をしていただけたら住民の方も安心できるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 建設課の対応とすれば、今申し上げたような点検のほうは行っております。ただし、行き届かない点もあるのかと思います。

これから、議員さんがおっしゃるようなそういった意見、また、長期間かかるものについては必ず連絡等をして、入居者の安心できるような体制を整えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。そうしていただけると、住民の方も安心して住んでいただけるのではないかと思います。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、大多喜町では大多喜町営住宅長寿命化計画という、このようなものが平成26年4月に策定されております。

もちろん長寿命化ということでございますので、先ほども森課長のほうからおっしゃっていただきましたように、建て替えが、やはりコストがかかって困難な場合、修繕をしっかりとして長寿命化にしていくというのがこの目的でございますけれども、この長寿命化計画の目的というところに背景というのがございます。「今後、昭和50年代後半から供給された住宅の建替時期を迎えるが、その全てを建替える事はコストの観点からも効率的とは言えない。安全性や居住性が確保された良質なストックについては長期活用を図るため、維持管理を中長期的に実施する計画を策定することが求められている。」。

そして、目的なのですが、「安全で住みよい住宅を長く使い続けていくため、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、町営住宅の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減を図ることを目的とする。」と明記されております。

そして、長寿命化に関する基本方針として、「平成20年度に策定した町営住宅補修計画を基に効率的な修繕を実施する。対症療法型の維持管理から、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ予防保全型の維持管理への転換を図る。仕様の耐久性の向上、

防水性の向上等のアップグレードを図る事により修繕周期の延長により、ライフサイクルコストの縮減を図る。」と明記されております。

そして、計画期間ですが、10年とされております。「平成26年度から平成35年度」と明記されておりますが、これは令和5年度までとされております。

そこでお伺いいたします。

長寿命化計画、平成26年度から令和5年、この10年間の間に、特にどのようなところをどのようにされたのか、大きなもので構いませんので教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 2つ目の質問で、平成26年度から令和5年度までの10年間、特に大きなどのようなものをしたかという説明の前に、先ほどの質問の中で、木造の耐震・耐火等のことについてもご質問ありましたので、その内容も踏まえてご説明させていただきたいと思っております。

まず、耐震・耐火についてなんですけれども、まず、耐震対策については、木造住宅は4団地あります。その4団地は、新耐震基準を基に設計され建築をされております。しかしながら、新・新耐震基準、平成12年6月以降の基準ではないため、今後その対策を考えなくてはならないのかなというふうに考えております。

次に、耐火対策についてですが、建築基準法で定められた22条区域に指定されている大多喜団地、船子団地、田丁団地については、建築の際に建築基準法第22条及び第23条に定められる防火材料の屋根瓦や外壁を使用して建築されております。これにより火災発生時の延焼を防ぎ、住民の安全は確保されていると考えております。また、22条区域外の山之越団地についても同様に耐火材料を使用して建築されております。さらに、室内につきましては、燃えづらい建材を多く使用しており、一定の耐火性能を有していると考えております。

続きまして、どのようなものを工事をしたのかというご質問に対してご回答させていただきます。

平成26年度以降で長寿命化のための主な改修については、污水排水管の更新工事を平成29年度に猿稻団地、令和4年度に船子団地で実施いたしました。また、給湯器の更新を令和5年度に中野団地、新丁団地、山之越団地、令和6年度に船子団地で実施しております。令和7年度については大多喜団地で給湯器の更新を実施する予定でおります。

なお、このほか、給水設備など更新は個々に適宜実施をしております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

先ほども申しましたけれども、私も住まわせていただきまして、工事は確かにしていただいているなどというのはよく分かります。また、これからのところもあるのかなと思われま

す。やはり一番訴えたいのは、小さなお子様もそこに住んでいらっしゃる、ファミリーの方も大勢いらっしゃるということで、やはり大多喜町は安心・安全な町であっていただきたい、そこで寝泊まりしているわけですから、安全であっていただきたい。そして、新しい方も、若い方も今受け入れるような体制が整えられておりますので、そういう方も大多喜町の町営住宅は安心だということに来ていただけるような、これからも、私どももそうですけれども、ご努力をよろしくお願い申し上げます。

時間はまだありますけれども、私の質問は以上で終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で加々美昌美君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は、14時10分から会議を再開します。

(午後 1時41分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◇ 森 久 君

○議長（渡辺善男君） 傍聴席の皆様には大変お待たせをいたしました。

一般質問を続けます。

次に、2番森久君の一般質問を行います。

2番森久君。

○2番（森 久君） 2番森でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い3点について質問いたします。

私は、自らの議員活動の中で、一般質問を最も重視しております。それは、質問には、執行機関の所信をただしたり事実関係を明らかにするという目的、効果があるだけでなく、さらに、所信をただすことによって執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任

を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があるからであります。

本日の一般質問は、いすみ鉄道について取り上げることにいたします。また、時間が限られていることから、お配りしてある原稿を飛ばし読みしてまいります。

大多喜町は、いすみ鉄道の資本金 2 億 6,900 万円のうち 4,080 万円を出資し、出資割合は 15.2 パーセントです。ところが、令和 6 年 3 月末の貸借対照表を見ますと、純資産は既に 3,500 万円弱しかなく、大多喜町の出資割合は 15.2 パーセントですから、大多喜町分としては 530 万円ほどしかありません。大多喜町が経営の元手として 4,080 万円を出したにもかかわらず、現在、それが僅か 530 万円ほどに減ってしまっており、しかも毎年多額の補助金を支給してきたにもかかわらず、この結果なんです。

大多喜町には、いすみ鉄道の経営の状況について知る権利が、反対にいすみ鉄道には説明する責任があると言えます。また、大多喜町民は、いすみ鉄道の重要な利害関係者などであり、いすみ鉄道は、公的存在として必要な情報を町民に知らせるべきであります。しかしながら、脱線事故が、今日に至るまで、事故及びそれに伴う復旧に関するいすみ鉄道による説明は極めて不十分なものです。マスコミを通じてであれ、復旧時期、工事費用、脱線事故に至った原因などについて納得できる説明を聞いたことがありません。

大多喜町は、大株主であるがゆえに重要な情報を提供されるべき立場にあります。また、大多喜町民は重要な利害関係者です。一体、大多喜町には、いすみ鉄道からどのような情報が提供されているのでしょうか。

大多喜町執行部は、いすみ鉄道には説明する責任があり、それを果たしていないという町民の気持ちを見誤ってはなりません。そして、そうした町民の声を今ここで私、森久が代弁しているのであります。

本日の第 1 の質問は、いすみ鉄道の運行の復旧時期、費用総額、大多喜町負担分について、大多喜町はどのような情報を得ているのかというお尋ねであります。

復旧の時期と費用について、3 つの新聞記事を取り上げることにします。

まず、復旧時期についてです。

令和 6 年 10 月 29 日付の千葉日報の記事、いすみ鉄道、運休継続、安全性課題、復旧長期化によると、いすみ鉄道は令和 6 年 10 月 28 日に、当初目標にしていた今月末、昨年 10 月末のことです。の運行再開の見込みが立っておらず、全線運休を継続、復旧には長期間かかる見通しと発表しました。

また、独自に依頼した第三者専門機関からは、線路と線路の間、すなわち軌間が広がっている箇所を指摘され、安全に走ることができないと確認されたといえます。復旧のためには、枕木劣化や脆弱地盤の改善が必要で、いすみ鉄道は、来月、去年の11月のことですが、早々に専門機関と工事業者と復旧工事計画を立ててからでない時期は示すことができないとの見解であったとのこと。逆に言いますと、昨年、令和6年11月に復旧工事計画を立てた上で復旧の時期を示すと言っていたのであります。しかし、皆様ご存じのように、これは実現しませんでした。

そして、その後、東京新聞の記事では、復旧時期について、いすみ鉄道は、昨年末のことです。今年の春頃までに一部復旧するとの方針を示したが、年明けに一転、復旧時期の見通しは困難だと発表したと述べています。

3月25日には、臨時株主総会が開催されました。なぜ臨時に株主総会が開催されたかは分かりません。

令和7年3月26日付の千葉日報の記事、いすみ鉄道再開、年単位遅れ、工事費は十数億円相当によると、3月25日に開催された臨時株主総会で出された資料において、運行再開の時期について、復旧はこの春から年単位かかると表記してあったとのこと。

復旧費用については、東京新聞では、県は今回の事故を受け、2月に1億円の補正予算を計上、沿線市町や基金と合わせ計3億円の復旧費用を確保したと書いています。そして、今後の工事費用については、令和7年3月26日付の千葉日報が、臨時株主総会の資料では、提示された工事費用についても関係自治体で計十数億円相当の資金の拠出が見込まれるというように報じています。

復旧時期と工事費用について注意しなければならないのは、それらがいずれも大多喜大原間の数字で大多喜上総中野間は含まれていないことです。この点も我々を不安にさせます。

復旧時期と工事費用、いずれについてもいすみ鉄道は明言していません。

3月26日付の千葉日報によれば、いすみ鉄道が数字について不確定要素が多いので何とも言えない、近いうちにきちんとしたものを公表したいとしているとのこと。

いすみ鉄道は、昨年10月末、今週、そして、年単位というように、復旧時期を先へ先へと延ばしています。町民は、こうしたいすみ鉄道の姿勢に、最初は疑問を、その後に不安を、さらに現在は怒りを感じています。いすみ鉄道は、この怒りを真摯に受け止めるべきです。

以上を踏まえて、本日の第1の質問です。

いすみ鉄道の運行の復旧時期、費用総額、大多喜町負担分について大多喜町はどのような

情報を得ているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問につきまして企画課からお答えさせていただきます。

第三セクターであるいすみ鉄道株式会社については、本町ばかりではなく、鉄道事業運営を支援する千葉県や沿線2市2町に対し、今後必要となる工事や期間、また費用など、運行再開に向けた対応策について協議がなされることはしかるべきことと認識しております。

これら復旧の見通しにつきましては、今朝ほどお知らせさせていただいたところですが、明日、臨時の取締役会にて説明していただき、承認を得た後に、いすみ鉄道から報道機関に対し記者会見する予定となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 2番森久君。

○2番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。

第2の質問は、大多喜町は、いすみ鉄道の脱線事故の原因についてどのように認識しているのかというお尋ねであります。

既に述べましたように、令和6年10月29日付の千葉日報の記事、いすみ鉄道、運休継続、安全性課題、復旧長期化では、第三者機関からの指摘により、いすみ鉄道は、復旧のためには枕木劣化や脆弱地盤の改善が必要との見解を示していました。

それでは、いすみ鉄道は、事故に至る4年間にどのような施策を講じていたのでしょうか。

いすみ鉄道の安全報告書の令和2年度版から令和5年度版の中に、安全のための施策が述べられています。直近の令和5年度版では、いすみ鉄道は次のように説明しています。読み上げは省略いたします。下から3行目、令和2年度版から令和4年度版についても文章は全く同じで、車両の番号、全般検査か重要部検査か、そして枕木の本数と種類が異なるのみです。4年間の安全報告書からは、重大事故を防止するための安全性確保について危険性が感じられません。

現時点で、復旧の時期も費用も見通せないという大事故がついそこまで近づいてきていたというのに、なぜ対策が講じられなかったのでしょうか。

東洋経済オンラインという信頼できるホームページ上に、「脱線車両を放置「いすみ鉄道」社内で何が起きた？かつてはローカル線再生の優等生だったのに」という記事が掲載さ

れています。ここにおいて、令和2年12月から事故当時まで、約4年間の経緯が明らかにされています。

いすみ鉄道は、まず令和2年12月10日付で行政指導を受けました。保線に関するものではなく、自動列車停止装置ATSの動作試験未実施など4つの項目についてでした。私は、この段階でいすみ鉄道の組織としての緩みを感じられます。

また、この頃、線路劣化を心配する県民から、千葉県総合企画部交通計画課に対して、脱線のおそれがあるとの通報がなされ、問題箇所を指摘した詳細なレポートも提出されたとのこと。千葉県はこの件についていすみ鉄道に報告したといえます。この段階で、いすみ鉄道が真摯に対応していれば、今回のようなことにはならなかったでめいしょう。

それから、ほぼ1年後の令和3年11月4日には、いすみ市議会で、いすみ鉄道の安全性が取り上げられました。当時の一般質問に対し、いすみ市企画政策課長は、いすみ鉄道から運行に支障を来す問題はないとの説明を受けている旨の答弁をしました。

それから、さらに1年以上経過した令和5年、一昨年でございます。令和5年1月25日付で、いすみ鉄道は、今度は保線の不備についての行政指導を受けました。事故の1年9か月ほど前です。この行政指導に対して、いすみ鉄道は、関東運輸局に対して、指摘をされた項目については全て改善措置を講じたとする趣旨の報告をしたとのこと。

保線不備の行政指導を受けるにまで至った理由について、いすみ鉄道は、対処方法や管理方法について十分理解していなかった。計測業者からの検査報告書の確認を十分に行っていなかったと説明しているという。論外の怠慢である。

ところが、行政指導後、1年5か月経過した令和6年、昨年6月です。昨年6月に行われた関東運輸局鉄道部による保安監査では、改善できていない箇所があったといえます。すなわち、いすみ鉄道は虚偽の報告をしたのです。そして、10月4日に脱線事故が起きるのであります。

9ページの中段でございます。

いすみ鉄道には、事故を回避する機会が何回かありました。それが全ての機会を逸してしまい、現在のような事態に立ち至っているのであります。問題は、一方で、令和2年度版から令和5年度版の安全報告書が示しているように、いすみ鉄道には危機感が感じられないのに対して、他方では、安全性に関する幾つかのシグナルがいすみ鉄道に送られてきていたということです。この隔たりこそが脱線事故の根本原因であります。なぜこのような認識の違いが生じたのでしょうか。

以上を踏まえて、第2の質問であります。

大多喜町は、いすみ鉄道の脱線事故の原因についてどのように認識しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 事故原因につきましては、現在も国土交通省運輸安全委員会におきまして調査が進められておりますので、今後、その調査結果を十分踏まえた対応がなされなければならないと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 2番森久君。

○2番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第3の質問に入ります。

第3の質問は、将来ビジョン及びそれを達成するための道筋について、大多喜町は、いすみ鉄道からどのように説明されているのかというお尋ねであります。

例えとして、大多喜町を取り上げます。

大多喜町には、今年度を最終年度とする10年間の第3次総合計画があります。この第3次総合計画は、さらに前期5年間の前期基本計画、後期5年間の後期基本計画に分かれ、それぞれローリング方式で策定された第1次から第3次までの実施計画があります。そして、これらの実施計画は予算と結びついているのです。

いすみ鉄道は、大多喜町のこうした計画の在り方を参考にして将来ビジョンを提示し、そこに至る道筋を計画として策定し、株主、債権者、地域住民などの利害関係者に開示すべきであります。

時間に若干の余裕がありますので、注の14を読み上げてまいります。

いすみ鉄道は株式会社であるから一般企業が採用するプロセスを取り上げて説明したほうがよいかもしれない。櫻井通晴は、経営理念から予算管理に至るプロセスを次のように述べている。企業では経営理念に従って長期ビジョンがつくられる。長期ビジョンに従って戦略が策定される。戦略は環境との適用を図りながら企業の技術力などの内部資源を企業目的の達成に結集させる。戦略に基づいて中期経営計画が樹立され、中期経営計画に基づいて短期の利益計画が樹立され、利益計画に基づいてボトムアップを基調とする予算管理が実施される。そして、多くの大企業における予算編成方針の介在について、次のように指摘している。経営士の経営戦略会議などを中心にして、あらかじめ利益計画を立て、それから予算編成方

針を求め、それに基づいて各部門を中心にして部門予算を編成する。日本の多くの大企業では、従来、経営理念、長期ビジョン、中期経営計画、短期利益計画、予算編成方針、予算というプロセスを採用してきた。企業間で相違はあっても理念的にはこのプロセスを踏むと考えられる。

ここで大きく飛んで13ページにまいります。

いすみ鉄道は、何らの将来ビジョン及びそこに至る道筋も提示していません。また、理念なきところに人は集わないのであります。

13ページ、一番上でございます。

あえてそれらしいものをホームページ上で探しましたが、次のようなものしかありませんでした。

飛ばします。今13ページの中段です。

もともと、いすみ鉄道には長期収支計画は存在するようです。「ようです」というのは、それが公表されていないからであります。千葉県が公表しているいすみ鉄道株式会社の経営状況等の評価に係る調査票令和5年度決算によりますと、中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況欄では、令和6年4月から令和11年3月を対象期間とするいすみ鉄道長期収支計画が策定されてはいるが未公表となっています。しかし、その概要は次のように述べられています。

14ページの上です。

事業ごとの収支状況を踏まえ、各事業の改善策を講じる。鉄道業は、沿線地域の人口減少や沿線の学校の生徒数減少、近年の災害等により収支改善は困難だが、事業運営に支障のない範囲で諸経費の節減を行う。旅行業や売店業などの附帯事業は、鉄道業の損失をカバーするため収益を改善していく必要があり、運営方法について見直しを行う。ここからは、将来ビジョンとそこへ至る道筋が見えてきません。

将来ビジョンを提示し、各事業の改善策とは何かを明らかにし、運営方法について見直しをするのではなく、どのように運営していくのかを宣言しなければならないはずですが。しかも、この点が重要なのでありますが、長期収支計画であるからには、会計数値によって表現されなければなりません。

以上を踏まえて、第3の質問であります。

将来ビジョン及びそれを達成するための道筋について、大多喜町は、いすみ鉄道からどのように説明されているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） いすみ鉄道自体は、健全経営を目指しながらも単なる公共交通としてだけでなく鉄道が地域に対して生み出す波及効果を地域全体の価値として周囲から認識いただけるような評価がますます必要となってきたと感じております。

また、先ほどから森議員も触れられております東洋経済オンライン、こちらへの発言にもありましたように、地域の活性化に寄与できる鉄道であり続けたいといった思いを会社の基本的な考え方として将来への展望を示していただきながら、まずは会社としてしっかりと運行再開に向けた道筋をつけていくことが肝要かと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 2番森久君。

○2番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

本日は、大多喜町がいすみ鉄道の大株主の二者として重要な情報を提供されるべき立場にあり、大多喜町民はいすみ鉄道の重要な利害関係者であるという観点から、1、いすみ鉄道の復旧、2、脱線事故の原因、3、将来ビジョン、道筋という3点について、大多喜町が把握していることをたどしました。

大多喜町民は、いすみ鉄道の存続について大変心配しています。外部からは、鉄道事業の収益力が根本から回復しない限り、どれだけ復旧を図っても同じ問いが繰り返し突きつけられる。仮に運行再開できたとしてもその先の道に持続性が見いだせなければ、将来的な廃線は避けられないとも言われているのであります。しかし、甘木鉄道、松浦鉄道、由利高原鉄道、ひたちなか海浜鉄道など、幾つかの地方鉄道は、大変厳しい状況の中、健闘、挑戦しています。いすみ鉄道も経営の仕方によっては、運行を開始すれば乗客を以前より増やし、地域の中核的存在としてしっかりと存続し得るはずで、今回の私の質問が、そうした方向に向けて何がしかの貢献ができるのであれば誠に幸いです。

これにて私の一般質問を終えることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で森久君の一般質問を終了します。

◇ 志 関 希 久 夫 君

○議長（渡辺善男君） 次に、5番志関希久夫君の一般質問を行います。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） まずは、発言の機会をお与えいただきまして、御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

私からは1点でございます。大きな項目では1点でございます。

河川整備の取組並びに被災状況の把握及び対策についてでございます。

過去、大多喜町では、昭和45年、46年と2年続けて豪雨による浸水被害が発生し、近年では、激甚災害に指定された令和元年の台風13号、令和5年の豪雨により甚大な被害を受け、夷隅川流域、その支流では、その都度、広範囲にわたり、農地の冠水被害、そして家屋の浸水被害及び土砂災害が発生をしています。

昭和45年、46年の被害を受け、八声地先の堤防の整備、久保地先では堤防の整備と併せ、久保川に排水機場が整備され、浸水被害の防止が図られております。大規模な被災から55年を経過する現在まで、夷隅川の河川整備の事業は行われていない状況でございます。

これから質問でございますけれども、下大多喜地区から、毎年ですけれども、町のほうに県に対して二級河川夷隅川整備事業の早期事業化並びに早期着手に向けた要望書を毎年提出しております。昨年度に、町と県が合同で夷隅川及びその支流で冠水被害のあった箇所での現地確認を実施したとの回答があったところで、ついては、その後の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 志関議員の質問に建設課からお答えいたします。

冠水箇所の現地確認については、昨年8月22日に実施しました。今後の対応としましては、県と連携し、治水安全度を高めるための対策を検討していくとともに、堆積の著しい箇所の伐竹やしゅんせつ工事を要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。

これからそういった対策を進めていかれるということでもありますけれども、やはり根本的には、その流れ自体を洪水が起きないように形で整備をしていくということがやはり重要なのかなと考えています。ですから、総合的な整備事業についても話を進めていただきたいと思います。これはお願いになりますけれども、お願いをしたいと思います。

続いて、本流の夷隅川、支流ともに両岸に竹が大変繁茂しております。特に主流では、増水時に流れを大きく阻害している一因となっている、そういった箇所が多く散見される所でございます。竹の伐採により改善を行うことはできないのか、この点についてお聞きをし

たいと思います。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 夷隅川及びその支川における竹の繁茂は、自然環境の変化や土地所有者の管理不足が一因となっていることが多いと認識しております。

竹は、その成長速度が非常に速く、放置されますと急速に繁茂し、周囲の生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。また、増水時には流れを阻害する要因ともなります。この問題を解決するためには、河川沿いの土地所有者の協力が不可欠です。

土地所有者には、河川沿いの竹やそのほかの植物に対する管理義務があり、地域の環境保全や防災対策において、この義務を果たすことが重要であると思います。まずは、地域住民や土地所有者との連携を強化し、竹の管理や伐採に関する啓発活動を行うことが必要であると考えます。

竹の繁茂問題は、単なる環境問題だけではなく、防災や地域住民の生活にも直結する重要な問題です。これからも関係機関と連携しながら持続可能な解決策を模索し、地域の安全と安心の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 回答ありがとうございます。

川の両側、やはり個人の所有権があるという場所、なかなか手をつけるということも難しいのかなと思いますけれども、私の一番目にするところの一例としまして、上瀑のふれあいセンターでございますけれども、これが町の災害時の避難場所として指定をされております。私どもの地域の中では一番大きな避難所になっております。その脇に川が流れておりますけれども、釈迦堂橋という橋がかかっておりまして、その前後について、年々、今現在ですと竹のトンネルの中を水が流れていると、そういう状態になっております。住民の災害時の避難場所として指定した場所、そこがそういった竹が繁茂することによって流れが滞って、避難場所として使用できない、そこからまた避難をしなければならない、そういう状況も考えられるわけです。ぜひともそういったことのないよう、ご対応方お願いをしたいと思います。

続きまして、防災は、被災状況の把握と原因の究明、原因改善への対策が肝要と考えております。災害時には、職員により迅速な状況把握が行われていると考えておりますけれども、農地の冠水面積や農産物の被害額、森林の被害等の調査、原因の究明、原因改善への対策は

行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） ご質問の3番の前段について税務住民課よりお答えさせていただきます。

令和5年台風13号による被災が直近で被害調査を実施した災害でございます。9月8日金曜日に発生し、9月9日土曜日、朝から被害調査を実施しております。まず、この調査において人的被害は確認されませんでした。次に、住家被害は一部損壊が4棟、床上浸水が6棟、床下浸水が34棟でございました。非住家被害は、倉庫、店舗、工場などで55棟、農地被害は172か所、農道、林道、用排水路などの被害は40か所、町道、県道、国道、河川、橋の被害及び崖崩れが222か所、水道施設の被害は2か所、最後に、文教施設、河川施設、鉄道施設の被害及び私有地等ののり面崩落が187か所でございました。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、農地などの被害ということですので、農林課からお答えさせていただきます。

農地や森林の被害状況につきましては、職員による被害調査と、あと受益者などからの連絡、調査によって把握に努めております。

次に、災害の原因究明と改善への対策は、持続可能な農業を確保するためにも非常に重要であると考えております。近年、自然災害の頻発と甚大化により、その影響は農業生産にも深刻な被害をもたらしており、そのため迅速かつ効果的な対応が求められております。

町では、まず、災害が発生した際には、迅速に被害調査を把握し、原因を特定するため現地調査を行います。具体的には、調査を通じて、被害の範囲や内容を確認し、必要に応じて県などの技術者にも意見を伺い、過去の被災データ、将来的なリスクの予測も考慮しながら分析を行い、原因の特定に努めております。原因が特定された後は、その改善策を講じることが重要となります。

災害の復旧方法は、基本的には原形復旧となり、さらに、国の補助を受ける災害復旧事業は国の査定が必要になります。査定官による災害査定の際に、改善することの必要性と重要性を十分に説明します。例えば、農業用施設などの復旧の場合は、土壌の浸透性や排水能力を向上させるための整備、農地の法面復旧の場合は、土砂の流出防止のため擁壁などの設置や排水対策を考慮した復旧方法に努めております。

以上が災害に関する取組となっております。

今後も引き続き関係機関と連携しながら、農地、農業施設などの維持保全に努めてまいります。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。

また、河川の関係ですので、浸水による被害、農地への被害ということを今重点的に考えているんですけども、令和5年度、これは元年度より増水が高くありまして、このときの水につかった田畑、幸いにして収穫期を終えた時期でありましたから、農業所得への被害というのはあまり大きくなかったのかなと考えています。

ただ、その前ですかね。稲刈り前の田んぼがかなり広い面積で浸水をする、これ私、素人ですけども、見渡す限り大きな、そこに、池ではないですね。湖ができたような状態で、私の家の前のほうですけども、そういった状態、農地にすれば10ヘクタールでは下らないだろうと、倍以上あると考えています。

そういったもので、やっぱり農地も農産物もそうですけれども、また、浸水する家屋、全て町民の財産であります。また、住宅の浸水については生命の危機というのも当然あるわけですから、そういったものがないような対策、今後をお願いをしたいと思います。

続きましてですけども、一方で、夷隅川ですけども、千葉県が管理をする二級河川でございます。県内の二級河川の中では最大の流域面積を有しております。勝浦市を源流としまして、大多喜町からいすみ市を流域として海に流れていると、そういう状況です。

先ほどから申しておりますけれども、夷隅川整備事業の早期事業化並びに早期着工の実現に向けまして、流域の2市1町合同の千葉県への要望活動が必要と考えています。当初の議会諸報告の中で、市町村議会の中でこの要望が採択をされたという話をお聞きしました。そういった多方面からの県への要望活動というのは、これは大変重要だと思っております。

これまで流域の2市1町で協議会、連絡会、また県への要望活動というのは行われているのでしょうか。お聞きします。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） ただいまの質問に建設課からお答えいたします。

夷隅川整備事業に向けての流域2市1町での協議会等はこれまで実施されておられません。

町は、地元要望を受け、令和元年以降、毎年、夷隅川の河川整備について県に対し要望活

動を行っております。

近年、地球温暖化等による異常気象により大型台風や集中豪雨が原因で河川の氾濫による浸水被害や土砂災害が国内で毎年発生しており、各地で甚大な被害をもたらしています。町も過去に幾度となく甚大な被害を受けております。

この状況を踏まえ、地域の住民の安心・安全を確保し、活力あるまちづくりのため、夷隅川の河川整備計画の早期策定のほか、治水安全度を高めるための対策及び堆積の著しい箇所へのしゅんせつ工事や伐竹等をこれまでの要望事項に追加し、引き続き県に対し要望活動を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。

最後に、町長にお聞きをしたいと思いますが、やはり先ほど来、言いましたように、地域、関係する市町村、そういった対策を望んでいると、県に対して要望していくということとはやっぱり重要なことだと思っております。

上流域の勝浦、中流域の大多喜、下流域のいすみ市、大雨のときの災害の度合いというのはそれぞれ違うと思っております。当然、大雨に対して、増水に対しての考え方、この差というのは当然あるものと思っておりますし、特に大多喜町は蛇行している箇所が大変多くありますから、そういった箇所が流れをやっぱり鈍らせているのかなと考えます。

令和5年の大雨のときに、いすみ市の万木橋というところが、万木城のすぐ手前なんですけれども、その下に枯れたモウソウチクが大量に流れて、川面一面を覆ってしまったと。これは千葉日報にも写真入りで記事が載っておりましたけれども、そのときに、千葉県は大変費用を費やしたと、そういう状況でもあります。

その流れ着いた竹というのは、いすみ市で生えていた竹ではないと思います。当然、その上流域からそういったものが流れ着いて、そこに吹きだまつたんだろうと。それが流れを著しく鈍らせていたんじゃないかなと私は考えているんですけども、ですから、2市1町でそういった対策について、今後、協議の場、そういったものを設けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいま志関委員からのご発言に対してお答えさせていただきたいと思っております。

確かに令和元年度からですかね、皆様のほうからいろいろと要望いただいていたようでございます。私になってからもう4年、5年、6年と要望もいただいております。正直言いまして、町からの要望を県にも上げ、また自民党への要望活動もしてまいっております。

ただ、今先ほど下流域のほうでということ竹のというお話がございましたけれども、かなりやっぱり2市1町の中で温度差があります。

我が町においても支流側のほうでは物すごい竹の、やっぱり問題も出ておりますし、それをどういうふうに引き上げて処理をするかというようなこともある、その辺についてはいつも県のほうとも相談させていただいておりますけれども、比較的、勝浦側のほうから流れているやつが我々のところに来たり、我々のところも含めたものがいすみに行ったりということでございます。

基本的には、各首長さんとのお話はまだ持っておりませんが、改めて志関議員からのご要望を重く受け止めさせていただきまして、首長さんのほうにご相談させていただこうというふうに思っております。

ただ、他の首長がどこまで本当にそこら辺を問題視されておるかということまで確認ができておりませんので、今の段階では確認させていただきますというこの発言だけで止めさせていただきますけれども、基本的なところでは、しっかりと私も共有をさせていただいておるつもりでございますので、ぜひ今後とも、また何かにつけてご支援賜ればというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） ご回答ありがとうございます。前向きなご回答いただきましてほっとしております。

ぜひとも整備計画、こういった中では大多喜町の中だけの工事ではないと思っております。夷隅川流域全体に対する整備計画になると思いますので、ぜひとも2市1町で情報を共有、認識の統一化といいますかね、そういったもので進めていただければと思っております。ご回答ありがとうございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で志関希久夫君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は、15時10分から会議を再開します。

(午後 2時56分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 請願第2号についてのご説明申し上げます。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります吉田瑞穂氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります市原氏からご連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。将来を担う子供たちが、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは国の責務であり、そのため設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であり、このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいという請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては、平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、政府及び関係行政官庁に意見書を提出いたしております。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第9、請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番渡邊泰宣君。

○7番(渡邊泰宣君) 請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、令和8年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の

精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、令和8年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります吉田瑞穂氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります市原氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の将来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましても、よろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

ただいま渡邊泰宣君外5名から義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（渡辺善男君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第4号及び追加日程第2、発議第5号を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

◎発議第4号及び発議第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 追加日程第1、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第5号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（木島丈住君） それでは、発議案を朗読いたします。

発議第4号。

令和7年6月1日。

大多喜町議会議長、渡辺善男様。

提出者、大多喜町議会議員、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、志関希久夫、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、久保初江。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合や国の負担割合が下げられた場合、義務教育の水準に更に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第5号を朗読いたします。

発議第5号。

令和7年6月1日。

大多喜町議会議長、渡辺善男様。

提出者、大多喜町議会議員、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、志関希久夫、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、久保初江。

国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、各地での地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和8年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2 子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー一等相談体制を充実させること。
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- 7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

8 G I G Aスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 発議第4号及び発議第5号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議いただきました請願第2号及び請願第3号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、吉野一男議員、渡辺八寿雄議員、志関希久夫議員、山口定夫議員、久保初江議員のご賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

まず、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(渡辺善男君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 3時31分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和7年6月3日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	佐藤さおり
書記	市原和男		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第 8号 債権放棄の報告について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第35号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第36号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第 7 議案第37号 大多喜町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第38号 南房総広域水道企業団の解散について
- 日程第 9 議案第39号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第40号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について
- 日程第11 議案第41号 大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第42号 大多喜町立中央公民館事務棟空調設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第43号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位をはじめ、執行部職員の皆様には、1日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいりますので、ご承知願います。

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思えます。

令和7年第1回議会定例会6月会議の2日目に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、議長をはじめ、議員の皆様方には、1日の日曜議会に引き続き、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございます。これによりご了承をいただきたいと思います。

本日は、報告案件が2件、そして、一般質問の後、人事案件、条例の一部改正、過疎地域持続的発展計画の変更、市原市との協議案件、南房総広域水道企業団の解散に伴う案件、工事請負契約案件と一般会計の補正予算を提出させていただいております。

各議案とも十分にご審議賜りまして、ご承認、可決いただきますよう心からお願い申し上げます。私からの行政報告とさせていただきます。どうか本日、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。本定例会6月会議開会後の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

教育課長。

○教育課長（浅野健二君） それでは、議案つづり29ページをお開きください。

報告第7号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。

報告第7号は、令和5年6月30日大多喜小学校前の町道大多喜新丁線を走行していた相手方スクーターと小学校から転がってきたサッカーボールが接触し、人身及び車両との事故による損害賠償の額を定める専決処分となります。

30ページをお開きください。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年6月30日午後1時15分頃、大多喜小学校の児童が昼休み中にサッカーをしていたところ、蹴ったボールがサッカーゴールを越え、正門から外に出て、学校前の町道大多喜新丁線まで転がり、ちょうど走ってきたスクーターの前輪にぶつかり、転倒した際に、人身及び車両への損害を与えたものでございます。

児童の行為は学校での活動中であり、ボールが校外に出ないような対策をしていない学校の管理責任であり、再発防止に向け学校と協議を行い、現在は正門に移動式の柵の設置、ボール及びガードレールの下にはネットを設置し、ボールが道路に行かないような対策を図っております。

本件の事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険にて、町100パーセントの割合で、処置に要する費用の損害賠償額が既に示談成立し

ており、その専決処分の内容を報告させていただくものでございます。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり学校における事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県夷隅郡大多喜町猿稻145番地、東川成子。

2、事故の概要、令和5年6月30日午後1時15分頃、大多喜小学校の児童が昼休み中にサッカーをしていたところ、蹴ったボールがゴールを越え学校前の町道大多喜新丁線まで転がり、走行中の相手方スクーターへ接触し、相手方の人身及び車両に損害を与えたものである。

3、損害賠償額88万259円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第2、報告第8号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 報告第8号についてご説明いたしますので、議案つづり31ページをお開きください。

今回の債権放棄の対象は、外出支援サービス事業利用者負担金で、大多喜町債権管理条例第12条第1項第4号に該当することから、放棄したものでございます。

なお、条例第12条第1項第4号の事由は、死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないと認められるときとされております。

それでは、本文に入らせていただきます。

債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告いたします。

1、放棄した債権の名称、外出支援サービス事業利用者負担金。

2、放棄した債権の件数、2件。

3、放棄した債権の金額、1万7,172円。

4、放棄した時期、令和7年3月31日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由につきましては、以下の表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡辺善男君） これで報告第8号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） 日程第3、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分となります。また、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

また、本日、先ほど10番久保初江君より、自宅のプリンターの不具合により読み原稿が出せなくなったということで、スマホによる読み原稿を使用したいという申出があり、本日に限り特別許可したので、ご承知願います。

◇久保初江君

○議長（渡辺善男君） 通告順に従い、発言を許します。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 10番久保初江です。

議長のお許しをいただき、私から、本日は、竹林の整備と竹の資源の利活用についてを幾つかご質問させていただきます。

私が大多喜町に移住してまず心に残ったのは、町民の皆さんが美しい竹林をととても大切にし、おいしいタケノコに誇りを持っておられることでした。移住して迎えた初めての春、地域の方にお誘いをいただき、家族で竹山に入り、タケノコ掘りの体験をさせていただきました。地面から僅かに芽を出すタケノコを探し出すのは、想像以上に難しく、くわを使って掘り起こす作業も、コツの要る重労働であることを実感しました。

特に印象的だったのは、私たち家族が安全に楽しくタケノコ掘りを体験できるようにと、竹林を事前に整備してくださった地域の方々の心遣いでした。また、タケノコ農家を営まれている方のお話では、おいしいタケノコを育てるためには、冬の間の土づくりや竹の間伐な

ど、春を迎える前の準備がいかに重要かということをお話いただきました。同時に、間伐した竹の処理にも大きな労力と費用がかかるというお話もありました。

町内には、広範囲にわたって竹林が広がっており、一方で、竹林所有者の高齢化が進み、管理が行き届かないことで、竹林の荒廃や獣害の一因となっているとの声も耳にします。

そこで、以下の点について町の見解をお伺いしたいと思います。

大多喜町として、町内に広がる竹林の現状についてどのように把握されていますか。また、竹林の管理が困難となっている地域や所有者への支援体制、あるいは、竹林整備に関する将来的な方針があればお示しください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、久保議員の一般質問に、農林課からお答えさせていただきます。

最初に、竹林の現状をどのように認識しているのかということですが、担当課として認識していることは、竹林の大部分が放置されていまして、管理が行き届かない竹林が増加傾向となっています。これにより竹が繁茂し、景観の悪化や周囲の環境に影響を与えていると感じております。

次に、今後の竹林整備に関しての方針とのことですが、現在令和3年10月に策定しました大多喜町森林環境整備基本計画の中で、森林のそれぞれの機能、例えば、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止の調整を図るための一つの施策として、放置竹林の整備を盛り込んでおります。しかし、竹林はその成長速度が早く、適切に管理しないと急速に広がり、手の施しようがない竹林、荒廃竹林となってしまいます。

そこで支援体制として、令和4年度に大多喜町単森林整備事業補助金交付要綱を制定し、土地所有者が自ら行う間伐や竹林整備などに対する補助を行っております。また、竹の伐採後の処理を効率的に行うため、竹粉碎機の貸出しも行っております。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

竹粉碎機なんですけれども、ちょっと不調があったという声も聞かれたことがあるのですけれども、現在はきちんと稼働されていますか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 竹粉碎機も今回貸出しを行っているんですけれども、あらゆる人

が使っておりますので、なかなかその使用頻度によりまして、ちょっと修理を、結構重ねております。今のところ、1台はちょっと修理が必要なものがあるんですけども、もう一台のほうは正常に動いております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 今のお答えだと、現在2台所有されているということですね。それは、竹チップを作る粉砕機ですか。竹のパウダーを作る粉砕機ですか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 2台とも、竹チップというのは大体3センチのものです。パウダーというのはもっと細かくするものなんですけれども、両方ともスクリーンがついていて、それを替えればどちらにも対応できるというものになっております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

竹林はタケノコの生産だけではなく、景観や生態系、さらには、地域文化の観光資源としても重要な存在となっております。町としてもその価値を再確認し、持続可能な竹林管理と利活用に向けた具体的な取組を、地域とともに推進していただければと考えております。

次の質問なのですが、竹林資源の地域活用についてお伺いしたいと思います。

まず、私のほうで、近隣地域で竹林の活用事例について調べたので、述べさせていただきます。

近隣の君津市では、放置竹林を整備し、伐採した竹を炭化して、竹炭パウダーとして加工、販売する取組が行われています。この竹炭パウダーは、畑の土壌改良材として使用され、農薬を使わずに野菜を育てる有機農業に貢献されています。また、竹炭の販売収益の一部を竹林整備の費用に充てるなど、循環型の地域資源活用モデルが確立されているそうです。

また、千葉市では、チバノサトというドライブ散歩マップを製作して、その中でデトックス効果、腸内環境改善が期待されるとされている竹炭パウダーを使用した竹炭グルメを取り扱っている店舗を多く掲載し、食べれば食べるほど千葉市の里山がきれいになると、竹炭づくりの取組も紹介しながら、竹炭づくりの体験も積極的に行われています。

いすみ市になりますと、いすみ市では、いすみ竹炭研究会が中心となり、放置竹林の整備と伐採した竹の炭化による土壌改良材の製造に取り組んでいます。この活動は、荒廃した里山の再生や農地の活用に寄与するとともに、地域住民の参加を促し、地域コミュニティの形成にもつながっております。竹炭は農業だけでなく、消臭剤や水質浄化剤として利用され、

多方面で活用が進められています。

先月のゴールデンウィーク中に開催された、月に一度の海の水を竹炭で浄化しようという活動に、私も娘と、そのときに東京から遊びに来た友達とともに参加させていただきました。

先日の志関議員の質問の中でも取り上げられていましたが、夷隅川の上流から海岸に流されたたくさんの竹が砂浜に散らばっていました。それをボランティアの皆さんで拾い集め、何か所かに集めて燃やし、みんなで列をつくり、バケツリレーで海水をくみ上げて、燃えている竹にかけ、冷却し、竹炭を作っていきます。それを潮の満ち引きを利用して海へと流し、海水を浄化していくという取組をされておりました。

主催者の方のお話を聞かせていただき、改めて、上流にある大多喜町での竹林の整備の重要性と、竹の持っている多孔質という特性を生かした水質の浄化のすばらしさを知るきっかけとなりました。

これらの事例は、竹林の整備と竹資源の利活用を通じて、環境保全、農業振興、地域経済の活性化、コミュニティの形成など、多面的な効果を生み出しております。地域資源を活用した持続可能な取組が今後さらに広がっていくことが期待されています。

そこでお伺いたします。

竹は食品、建材、炭、堆肥、布や紙、バイオ樹脂などいったクラフト、さらに、工芸品として多様な用途を持つ再生可能な資源です。加えて、観光や教育活動、環境学習にも活用できる可能性があります。

町として、竹林を単なる管理対象とするだけではなく、地域資源として活用する取組や可能性について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。また、それに伴う補助金などがあれば教えていただきたいです。お聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの質問に農林課からお答えさせていただきます。確かに、久保議員がおっしゃるとおり、竹は多様な用途を持つ資源と言われております。中でも、先ほど久保議員がおっしゃったように、竹の利用方法として最も一般的に知られているのが建材としての活用です。竹は軽量でありながら強度が強く、耐久性にも優れているため、住宅などの建材としても使用されております。また、竹は抗菌作用もあることから、食器類などにも使用されています。ほかにも先ほどおっしゃったように、園芸とか飼料、工芸品や燃料など、広い用途で竹は活用されております。

このようなことから、町では、その活用の可能性を県などの機関と情報を交わしながら、

本町にはどのようなものが適した活用方法なのかということを探っていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。建材に活用したり、いろいろ可能性があるとおっしゃってくださったんですけども、竹を回収したりとか、今現在、木の駅プロジェクトという木を回収するプロジェクトがあると思うんですけども、そういった竹の資材を回収して、木の駅プロジェクトのようにお金に換えたり、商品券に換えたりとか、そういう可能性はこれからありますか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 現在のところ、木の駅プロジェクトのほうではやっておりますが、竹のほうは、今のところまだその活用方法も決まっていないので、まだそちらのほうまでは進めないというふうに考えております。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。もし、ぜひ竹のほうでも進めていただけたらうれしいと思います。

3個目の質問です。町民、団体と連携した竹林活用の推進についてお伺いしたいと思えます。

町内には、竹林整備に関心のある町民や団体、または地域資源を生かした観光、教育事業にも取り組もうとする動きも見受けられます。例えば、この方は私は存じ上げないところではあるのですが、2018年から地域おこし協力隊の方による活動に、放置竹林整備と竹の利活用の取組で、竹細工ワークショップを開催して、竹灯籠や竹楽器の制作、伸び過ぎたタケノコでメンマ加工などをされていた方がいたというお話を聞きました。

また、地域おこし協力隊のOBの方で、東京のNPO法人と連携し、かずさの里森林の楽校という学校を春と冬の年2回、大多喜町の竹林で開催し、都会の高校生や大学生、森林との触れ合いを希望されている方などを集い、森林の伐採や草刈りなどの整備活動を体験し、昼食では、ジビエ、山菜などの地元食材をみんなで楽しみ、温泉入浴、大多喜のクラフトビールの試飲など、竹林整備を通して大多喜町で地域交流を楽しみ、リフレッシュする活動をされている方もおります。

そして、現在では、地域おこし協力隊として林業の分野で活躍されている3名で、竹林整

備により放置された竹を回収し、粉碎機を使用して竹パウダーを作り、それらを大多喜町から離れた工場のある地域へ配送し、スプーンやフォーク、お皿などのカトラリーとして生産され、利活用されていく取組をされております。竹林整備後に出る放置された竹に、お困りの方を募集されているとのことでした。

また、竹を活用した畝づくりで農業をされている方もおります。竹を砕いて、枯れ葉や腐葉土など、自然に近い形で共生している植物を土に混ぜ込み、高畝を造り、それを支える側面にも竹を使い補強します。その畝を発酵させて、微生物の活動により糸状菌を増やし、ふかふかな土づくりをして農業を行っていく菌ちゃん農法という有機栽培に取り組まれております。

工芸品としては、大多喜町の駅や施設に飾られていることで親しまれている竹灯籠づくりを楽しめるワークショップを積極的に行う方や、竹籠づくりの継承と発展を目的にした事業をしていきたいと言ってくれる地域の職人さんもおります。

そこでお伺いいたします。

大多喜町として、そうした住民主体の取組と連携し、竹林の活用、支援、促進をしていく体制や支援、支援制度の検討状況について教えてください。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、農林課からお答えさせていただきます。

竹資源の活用には、地域の方との連携は不可欠です。地域住民が竹林の管理や利用に参加することで、地域の活性化につながるというふうに考えております。また、地域コミュニティの絆も深まり、社会的な効果も期待できると考えております。

このことから、竹資源を有効に活用している先進地や自治体などの優良事例を参考に、本町ではどのような取組ができるのか、まずは情報を収集していきたいというふうに考えております。

また、久保議員のお知り合いで、竹林整備などに地域資源を生かした取組を行いたいという町民や団体がおりましたら、町のほうへご紹介くださるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。ということは、積極的に町民の方の声を聞いてくださるという姿勢でよろしいでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） まずはご紹介いただきまして、町といろいろお話をして、その後のことになると思いますので。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） そのほか、町の方たちが使用できる補助金など、制度があったら教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 竹の地域資源の活用について、2番の質問にもなるんですけども、その答弁でよろしいでしょうか。

久保議員がおっしゃるとおり、竹はその多様な用途を持つ再生可能な資源でございます。地域資源としての活用にも期待されているところでございます。商工観光課で実施している取組の現状について答弁させていただきますが、竹を活用した景観の創出をするために、竹に穴などを開けてデザインした竹灯籠を個人で制作している方に依頼し、旧商い資料館や釜屋に設置するなど、施設の風情に合わせた景観演出を行っております。

また、お城まつりの前夜祭では、花手水や和傘と併せて竹灯籠を設置して、光の演出のアイテムとして活用し、好評を得ているところでございます。そのほかには、城下商店街イベントでの竹灯籠の制作体験やロケーションサービスでは、竹林を撮影候補地の一つとしてデータ化しており、様々な形態に取り組んでいるのが現状でございます。

また、その竹資源の活用についての補助金制度でございますけれども、大多喜町の特産品開発支援事業補助金というのがございます。この制度の概要につきましては、地域の資源を活用した特産品開発への取組を支援し、ふるさと納税返礼品に登録、拡充することで経済の活性化につながることを目的にしている事業でございます。開発に必要な機器や成分分析など、対象経費に対しまして、1事業上限50万交付するものでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。特産品の開発の補助事業についてなんですけれども、先日、募集がかかっているのを私もライブビジョンに流れてきたのを見たのですが、たしかもう既に今年度は締め切っていると思います。来年度以降、まだこの開発の補助金は続いていく予定でありますか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この事業については、開発が目的ですので、年度当初にどう

しても募集をして長期間、1年間かけて実績を出すという事業でございますので、年度当初の募集ということは、ご理解いただきたいと思ひます。

来年度以降については、前年度等の実績を考慮しまして、次年度以降についての予算要求については、また考えていきたいと思ひます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） この特産品の開発の補助金というのは、採択されたその1事業さんには、1回の補助金で終わりになりますか。それとも、引き続き続くものでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この補助を一度申請した後は何年か、ちょっと今は調べ切れていないんですけども、継続して量産化したり、そういった要件もございますので、ちょっと今、すみません。お答えは今できない状況なんですけれども、今年度申請して次年度という申請はできないということであると思ひますので、またその辺、調べて答弁したいと思ひますので。すみません、以上になります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。では、引き続きよろしく願ひいたします。

それでは、最後になるんですけども、竹林の課題を含めた今後の大多喜町のビジョンを町長さんからお伝えいただけるとうれしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいま久保議員のほうからお話が突然振られてまいりまして、ありがとうございます。

今お話をいろいろ聞いていましたけれども、なかなか竹そのものを肥料に使うとか、簡単にお話が出ていますが、私も農業畑で来ていますので、これはなかなか簡単なことではないというふうに思ひます。

竹そのものを大きく荒くしたものを土に混ぜても、それがまず分解するときに窒素分を取ってしまいますので、生育不良とかガスの発生が出ますので、なかなかそれは難しい。竹パウダーにして十分発酵した後に混ぜて、糸状菌がそれを食べながら進むというふうになりますから、多分もう少しその辺のお勉強をされたほうがいいかなというふうにはちょっと思ひました。

それと今後の展開ですけれども、実は、今カーボンフリーとかSDGsとかいう形になっています。プラスチックの成形品とか、そういったものをなるべく今後は多分使わない方向になるであろうと。それから、循環型ということになると、竹を使ったそういった、ちょっと昔に戻るようなざるを作ったりとか、例えば、虫籠とか鳥籠とか、今は簡単にプラスチックとか鉄製品にできますけれども、やはりそれをまた竹で作るといのはどうかなということを考えています。

ただ、その中では、やはりなかなか竹を一から切って、切り出して、それを油抜きをして云々かんぬんというのは、なかなか1人ではできないことだと思いますので、実は、竹屋さんに相談をかけてはおりまして、伐採された竹が、今実際になかなか、農家さんが伐採して昔は届けてくれたり取りに行ったりして、ある程度有価としてやり取りしていたと。実際に今出口がなくなってしまったので、それを有価として取れないので、農家さんが動いてくれないと。それを有価としてできるような仕組みをつくって、ある一定の一次的なところまでは竹屋さんが行ってくれて、それを竹細工に使いたい人に配布して売るとい、そういう仕組みはできないかなということで、今聞いてはおります。

佐賀だか、何かあちらのほうでそういうことをしているところもあるという話も聞いておりますので、そこをちょっと深掘りしてくれということで話をしております。

ただ、残念なのが本来、竹細工に一番ベストな竹は真竹だそうです。孟宗竹ではないというところもあるようでございますので、孟宗竹を使つてのそのような細工物ができるかどうかも含めて、今ちょっと竹屋さんのほうとも、実は事前にもう相談はかけておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、竹炭を使った浄化作用とか言っておりますけれども、ああいうその竹炭、炭ですよ。これは水中に入っても分解しませんので、後々はあまりよろしいことにはならないというふうに私は思っております。

それから、竹炭のチップですね。それを土壌に混ぜると言いますがけれども、炭は強アルカリですので、非常に酸性とアルカリ、その辺のpHが作物にはとても大事ですので、ただ単に入ればいいというものでもないということもありますので、そういうところをもう少しお勉強されて、また我々も勉強して、荒いものがあつたりしますと、大根とかを入れますと、その大根にぶつかった瞬間に股割れができてしまつて出荷できない作物になったり、そういうことがあるので、なかなか木材や竹炭を投与するということを皆さんためらっているという現状もありますので。

なかなか売り口が、外で売ればいいんですけども、その循環ができていないと、幾らいいものをつくろう、何だといっても、なかなか長続きしないかなと思っておりますけれども、やらなければ始まりませんので、何とかそういったものも含めて、みんなで検討していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 町長さんの素晴らしい竹のビジョンといろいろな課題、ご提示ありがとうございました。

早速私も今勉強しております、「土の本」というのを読んでいます。こちらは、金澤晋二郎さんという方が書いている本で、土の研究を1969年からされております。現在は、九州大学の大学院農学研究員の教授をされて、土の研究をずっとされている方です。この方の本を読んで今勉強をしているのですが、この方が言うには、やっぱり竹林は1年間で17トンの炭素を吸収し、建物や家具などになってからも、大気中の炭素を吸収し、蓄えることができる素材である。根元から切っても3年で収穫できるほど成長が早く、道路工事などの建設分野にも使用し、崖崩れなどを防ぐ法面緑化資材としても、竹を大量に消費する方法を考えておられたりします。

また、荒れた竹林から伐採した竹は、自然のメカニズムだけで山に帰って育成を助ける優秀な素材ということです。

○議長（渡辺善男君） 直ちに終了してください。

○10番（久保初江君） はい。では、今後もよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は、10時50分から会議を再開します。

(午前10時41分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長（渡辺善男君） 先ほど一般質問の中で答弁が不足していたということで、商工観光課長より、答弁の追加を申し入れられましたので、これを許可しましたので、お聞きください。
商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） すみません、先ほどの久保議員の一般質問の中で、特産品開発支援事業の補助金の申請について、続けて申請ができるかというご質問の答弁でございますけれども、1事業の補助金の申請については、3回を限度に申請ができます。ただし、毎年度申請を行うということが要件になります。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 議員の皆様申し上げます。これから議案審議に入りますが、質疑につきましては、同一内容について3回までとします。また、議案書のほかに議案審議資料が配付されていますが、この資料は、あくまで参考資料として配付をされているものですので、質疑の際は、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、説明をさせていただきたいと思います。

議案書の33ページをお開きいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町船子131番地1、氏名、金澤恵美子氏、生年月日、昭和26年6月2日生まれ、現在74歳でございます。

提案理由でございますが、現在大多喜地区の人権擁護委員として、金澤恵美子委員をお願いをしております。金澤委員におかれましては、2期6年間人権擁護委員としてご活躍されておりますが、このたび任期満了を迎えましたことから、再任として推薦をお願いするものでございます。

人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でござ

いますので、ぜひ、議員皆様のご承認を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、諮問第1号は、被推薦人を適任者と認めることについて決定しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第35号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、議案第35号の説明をさせていただきます。

議案つづり35ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、同法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されました。これに伴い、

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、1点目として、保険税の賦課限度額の引上げ、2点目として、低所得者に対する均等割及び平等割を軽減する所得判定基準額の引上げを行おうとするものであります。

それでは、改正条文の説明をさせていただきます。

なお、条文の朗読については、一部割愛をさせていただきますので、ご了承ください。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改めることとしたこの改正でございます。

国民健康保険税の医療給付費分に係る賦課限度額を「65万円」から「66万円」に引き上げることとし、後期高齢者支援等賦課額にかかる賦課限度額を「24万円」から「26万円」にそれぞれ引き上げることとしたものでございます。

次の同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改めることとしたこの改正は、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減基準については、被保険者数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げることとしたものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日、適用区分を規定したもので、この条例は公布の日から施行し、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとなります。

なお、今回の改正条例案につきましては、去る5月19日に開催されました国民健康保険運営協議会においても審議されました。事務局からは先に説明しました、令和7年度税制改正に伴う賦課限度額の改正、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の改正のほか、保険税に係る財政状況等についても説明をさせていただき、ご承認をいただいておりますことを申し添え、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第6、議案第36号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(米本敏克君) それでは、議案第36号の説明をさせていただきます。

議案つづり37ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、令和3年議会定例会9月会議において議決をいただいているものです。

この計画は、地域の持続的発展を目的として、第3次総合計画に掲げる町の将来像「ひとまち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現に向けた各基本目標に即した施策を展開するものです。

また、本計画に基づき実施される事業については、財政上の特別措置として、法で規定する過疎地域の持続的発展のための地方債、いわゆる過疎対策事業債を財源とすることができます。この過疎対策事業債は、充当率が100パーセントで、元利償還金の70パーセントが普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に参入される大変有利な財政措置のある地方債でございます。

今回の計画変更は、上下分離方式の考え方にに基づき、いすみ鉄道に対する下部への補助として実施してきました、いすみ鉄道基盤維持費補助金及び鉄道輸送対策事業費補助金を本計画に追加するため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

議案第36号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部を次のように改正する。

第5項交通施設の整備、交通手段の確保、第3号事業計画の表中、事業名、第2号農道の次に、次のページをお願いいたします。

事業名、第5号鉄道施設等その他、事業内容、いすみ鉄道基盤維持費補助金。いすみ鉄道が安定した経営を継続するため、いすみ鉄道株式会社に対し、上下分離方式の考え方により、鉄道基盤維持費や車両の更新費用等を県、関係市町が協調して補助を行う及び鉄道輸送対策事業費補助金。いすみ鉄道が安定した経営を継続するため、いすみ鉄道株式会社に対し、上下分離方式の考え方により、枕木交換、踏切遮断機更新、車両検査等の安全設備の更新経費を国、県、関係市町が協調して補助を行う並びに事業主体、交通事業者を加えるものです。

以上で大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第7、議案第37号 大多喜町と市原市との間における一般廃棄物(燃やすごみ)の焼却処理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長(磯野淳一君) 議案第37号の説明をさせていただきます。

議案つづり39ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

可燃ごみの広域処理につきましては、夷隅郡2市2町で市原市へ申し入れ、令和5年5月から3市2町で協議を重ねてまいりました。

市原市との協議では、一般廃棄物、燃やすごみの焼却処理施設の整備及び運営に関する事務を大多喜町が市原市へ委託することになっております。この事務の委託につきましては、地方自治法に基づき協議により規約を定めることとなりますので、同法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町と市原市との間における一般廃棄物(燃やすごみ)の焼却処理に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり制定するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、市原市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

続きまして、40ページの規約をご覧ください。

規約の説明につきましては、条文の朗読を割愛し、条文の概要のみ説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約。

第1条は、地方自治法の規定により、大多喜町の一般廃棄物焼却処理について、市原市に委託する旨の本件規約の趣旨を規定しております。

第2条は、一般廃棄物の焼却処理に係る一連の事務及び執行を市原市に委託する旨、委託事務の範囲を規定しています。

第3条は、委託事務の管理執行は、市原市の条例等により行う旨規定しています。

第4条は、委託事務に係る経費は、大多喜町の負担とすること。また、大多喜町の経費負担に係る金額、納付時期は、お互いに協議し、定める旨を規定しています。

第5条は、委託事務に係る市原市の収支予算は、分別して計上することを規定しています。

第6条は、委託事務に係る収入は、市原市の収入とする旨、収入の帰属について規定しています。

第7条は、各年度の委託事務に係る残予算は、翌年度に繰り越すとともに、繰越金の内容を大多喜町に提出する旨、経費の繰越使用について規定しています。

第8条は、自治法に基づき決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分も大多喜町に通知することを規定しています。

第9条は、委託事務についての連絡調整のため、必要に応じて開催する連絡会議についてを規定しています。

第10条は、委託事務に係る市原市の条例等の変更の場合の通知及び通知の際の大多喜町の公表について規定しています。

第11条は、規約に定めるほかに、委託事務に係る必要事項は、双方協議により定めることを規定しています。

附則第1項は、規約の施行期日を規定しています。

附則第2項の条例等の公表は、委託事務に関する市原市の条例が大多喜町に適用されること。また、適用される条例を公表することを規定しています。

附則第3項の委託事務の廃止は、委託事務の廃止の場合、収支の打切り日は廃止の日をもってこれを打ち切ること。また、決算に伴う余剰金の処分については、大多喜町、市原市の

協議により定める旨を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 一般廃棄物、燃やすごみの焼却処理の事務委託に関するということですが、大多喜町で今現在使用しているごみ袋等変更等があったり、あと、値上がりしたりとか、そういうことは今後ありますか。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） ごみ処理に関する値上がりという話だと思うんですが、この広域処理に関しては、そういったことは考えてはおりません。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 委託事務管理及び執行に要する経費は、大多喜町の負担としと第4条であります。この経費というのは、その燃やすごみの重さとかそういうもので決まってくるんですか。それとも、もう一律で決まっていくものなのでしょうか。教えてください。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 市原市に搬出するごみの代金の話だと思うんですが、久保議員さんのご推測のとおり、ごみ量割ということで、大多喜町から持ち込んだごみの重さによって分担するというふうになっております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ということは、生ごみをできるだけ軽くしたり、重さを減らす努力を大多喜町の町民皆さんがすることによって、大多喜町から負担とする経費の削減を見込めるということでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） はい。今おっしゃられたとおり、重さで料金取られますので、特に生ごみ、今おっしゃられた生ごみ等水分をなくして出す。そういった行為でごみ量、重

さが減りますので、負担の軽減にもなる、お支払いする料金も減るといった形になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑はありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今現行に使っている袋なのですが、それについては期限があるのか。

それ以降には使えなくなるのか、8月以降になるんですね。そうした場合、今そのあったように料金はどうなるのか。袋の料金ですね。その辺ちょっと伺いたいと。それとあと、大、中、小と3種類あるんだけど。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 市原市へ出す際、今のごみ袋、それから料金等の変更があるかという話なんですけれども、今のところ全くその辺をする予定はございません。今までどおりのごみ袋で、金額的にも今までどおりということで、広域ごみ処理することによって料金が上がるとか、袋が変わるとか、そういったことは今のところは考えてはおりません。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番麻生勇君。

○6番（麻生 勇君） 先日の会議の中で、一時保管所の件がありましたよね。それは、この期限に間に合うんでしょうかね。質問します。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 今お話出ました中継施設のことかと思えます。令和14年に市原市のほう供用開始ということで、情報のほうは得ております。それまでの間に、今日この後も補正予算のほうで出ささせていただく予定なんですけれども、可決いただけますと、中継処理施設の基本構想というものをまず立てまして、そこへ出ます中継施設の種別ですとか、それからスケジュール、金額等も出てきますので、そういった中で計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、議案第38号 南房総広域水道企業団の解散についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 議案第38号の説明をさせていただきます。

議案つづり43ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

令和7年1月27日付で千葉県、千葉県企業局、関係市町村、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関し、基本協定を締結いたしました。この基本協定により、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、令和8年3月31日に解散する旨に関係団体と合意に至りました。

南房総広域水道企業団は、一部事務組合であることから、解散に当たっては地方自治法第288条の規定により、構成団体との協議の後に千葉県への解散の届出をすることとなりますが、この協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

南房総広域水道企業団の解散に関する協議書。

地方自治法第288条の規定により、令和8年3月31日をもって南房総広域水道企業団を解散する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第9、議案第39号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（磯野淳一君） 議案第39号の説明をさせていただきます。

議案つづり45ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

南房総広域水道企業団の解散に伴い、南房総広域水道企業団の財産は、千葉県企業局が承継することとなりますが、今後水道用水供給事業の用に供しない財産は、解散に伴い処分を行うこととなっており、大多喜町内で該当する土地が大多喜町に承継されるものです。

なお、解散に当たり財産処分を必要とするときは、地方自治法第289条の規定により、関係市町の協議でこれを定めることとなっておりますが、この協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

地方自治法第289条の規定により、令和8年3月31日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を以下のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、令和8年3月31日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり定める。

1、南房総市に承継する財産。土地、所在、南房総市下滝田字寺原249番2、登記簿面積668平方メートル。

2、大多喜町に承継する財産。土地、所在、登記簿面積の順に読み上げさせていただきます。大多喜町上原字打越堀1198番2、19平方メートル。大多喜町上原字打越堀1199番3、56平方メートル。大多喜町上原字打越堀1189番5、26.05平方メートル。大多喜町上原字打越堀1191番9、24.05平方メートル。大多喜町西部田字川島905番4、60平方メートル。大多喜町西部田字川田912番14、109平方メートル。大多喜町西部田字竹ノ沢798番2、66平方メートル。大多喜町上原西部田柳原入会字沢山11番543、265平方メートル。大多喜町上原西部田柳原入会字沢山11番544、149平方メートル。大多喜町上原西部田柳原入会字沢山11番545、4.00平方メートル。

3、千葉県企業局の承継する財産、1、2以外の全て。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第10、議案第40号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長(磯野淳一君) それでは、議案第40号の説明をさせていただきます。

議案つづり47ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継先並びに決算の審査及び認定の方法について、南房総広域水道企業団規約第14条の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について関係市町と協議するに当たり、南房総広域水道企業団規約第14条の規定により議会の議決を求める。

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議書。

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、南房総広域水道企業団規約第14条の規定により次のとおり定める。

事務の承継。

第1条、企業団の事務は、千葉県企業局が承継する。

決算の審査及び認定。

第2条、企業団の企業長が調製した決算は、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付するものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第11、議案第41号 大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 議案つづり49ページをお開きください。

議案第41号 大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事請負契約の締結につ

いて、議案説明の前に提案理由の説明をさせていただきます。

学校の屋内運動場は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設でございます。近年における気候変動により、夏の暑さが異常であり、生徒児童の熱中症予防と快適な環境での授業や部活動の取組、災害時の避難所として防災機能の強化を図るため、今回空調設備設置工事を実施するものでございます。

次に、公募型プロポーザルの経過についてご説明いたします。

本空調設備設置工事につきましては、4月1日から4月14日までの期間において、プロポーザル参加表明の受付を行い、参加表明書の提出があった町内1者において、5月15日にプロポーザル評価委員会を行い、契約候補者となった大多喜町船子893番地3、飯島工業株式会社と5月19日に仮契約を締結いたしました。

それでは、議案の説明をいたします。

大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事請負契約の締結について。

大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、1億285万円。
- 4、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町船子893番地3、飯島工業株式会社、大多喜営業所長、岡本拓也。
- 5、工期、議会の議決の日から令和8年3月23日まで。

以上で議案第41号 大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 今回、プロポーザルで1者のみが手を挙げたということで、この飯島工業株式会社さんが決まったと今説明を受けましたけれども、大多喜中学校の屋内運動場、いわゆる体育館と柔道場、剣道場その3施設、それを合わせて一緒に造るのがその1億285

万円ということですが、工期、設置する期間が今年の夏に間に合わないという説明を前回お伺いしてはいるのですけれども、その際は、この業者はまだ決まっていなかったと思われませんが、今回締結することによって、工期がこの夏に早まったりとかする可能性、もしくは、資材高騰などにより金額がここから上がる可能性、そういうのがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） まず、工期につきまして、この夏のときまでに設置工事が間に合うかということなんですけれども、やはりエアコンの設置につきましては、この夏までにはちょっと間に合うことができません。体育館そのものを夏休みに完全に塞いで設置を考えておりますので、この夏までの設置については、ちょっとできないと思われま。

値上げの物価高騰につきましては、その辺も対応した上で今回のプロポーザルのほう、提案していただいておりますので、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 工期が間に合わないということでとても残念なのですが、先ほど説明で、夏休み中の間に体育館を塞いで設置するとおっしゃっていましたが、部活動等を予定されている、体育館を使われている部活や柔道場、剣道場を使っている部活、たくさんあると思うのですが、そういう方たちの活動の場は今後どうなっていくのか、教えてください。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） これから協議が必要になるんですけれども、大多喜小学校の体育館であったり、B&G海洋センターの2階の柔剣道場を、ここを使えない期間について、今現在も小学校ないしB&Gのほうも使っておりますので、そこの使っている団体とかと協議をしながら、空いている日は使わせていただきたいというところで、これから業者と、また学校さんと施設管理者と協議を行い、その辺は使えるような形を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第12、議案第42号 大多喜町立中央公民館事務棟空調設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） それでは、議案第42号、51ページをお開きください。

議案説明の前に提案理由のご説明をさせていただきます。

中央公民館の空調設備は、平成10年の設備更新から26年が経過して、法定耐用年数15年に対し大きく超えております。また、点検結果の報告においても、空調設備の更新が必要と判断されているため、空調設備工事を実施するものでございます。

今回の工事では、空調更新に係る冷媒配管を設置する管工事と、各部屋ごとにエアコンを運転できるようにするための設備工事を行います。

次に、入札の経過についてご説明いたします。

本工事につきましては、4月17日に指名業者選定審査会を開催し、町内1者を含む10者を選定し、5月16日に開札を行い、最低金額の入札者である飯島工業株式会社と5月19日に仮契約を締結いたしました。

それでは、議案のご説明をいたします。

大多喜町立中央公民館事務棟空調設備更新工事請負契約の締結について。

大多喜町立中央公民館事務棟空調設備更新工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、大多喜町立中央公民館事務棟空調設備更新工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、8,852万8,000円。

4、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町船子893番地3、飯島工業株式会社、大多喜営業所長、岡本拓也。

5、工期、議会の議決の日から令和8年2月27日まで。

以上で議案第42号についてのご説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 先ほどの大多喜中学校の設備と同じ業者さんが選ばれておりますが、この中央公民館事務棟空調設備更新工事はいつ施工されるのか、工期はいつ頃になりますか。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 先ほどご説明したとおり、議会の議決の日から令和8年2月27日までが工期となっております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 少し疑問に思うことがあるのですが、先ほどの中学校のプロポーザルは1者しか出ませんでした。中央公民館に関してのプロポーザルでは10者以上出ていました。だけど、一番金額が安い飯島工業株式会社さんが落札されたということで、工期がかぶっているから、中学校のほうも、入札……

（「指名 違い」の声あり）

○10番（久保初江君） そうなんですか。そうか、入札。選ばれたということですね。

（「そうです」の声あり）

○10番（久保初江君） 工期がかぶってしまうことで、例えば中学校のほうが遅れたり、公民館のほうが遅れたりということは、可能性的にはあるのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） それはないと思います。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 説明の中で、契約の方法、指名競争入札とされておりましたけれども、ここにつきまして指名をされた企業の数、それと、この入札に参加をした企業数を教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 指名の業者のほうは、10者でございます。それで、業者名のほうは飯島工業株式会社、すみません。失礼しました。入札した業者の数は3者です。それで、飯島工業株式会社と株式会社間宮電気工業、株式会社チバ設備事務所、以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） お答えありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（渡辺善男君） 挙手多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時45分)

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（渡辺善男君） 初めに、午前中行われました報告第7号 専決処分の報告についての中で一部訂正が生じたということで、執行部より訂正の申出がありましたので、これを許しました。報告をお願いします。

教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 報告第7号の専決処分の報告について、私が説明した過失割合のところでは訂正がございましたので、改めて報告させていただきます。

私が午前中の説明で、町100パーセントの割合で過失割合を認めたところを町が70パーセント、東川さんが30パーセントの過失割合で示談が成立しておりますので、訂正させて報告させていただきます。

以上です。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第13、議案第43号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 議案第43号の説明をさせていただきます。

53ページをお開きください。

令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,883万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,383万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2枚めくっていただきまして、57ページをお開きください。

第2表、継続費補正、追加。継続費の追加で、表内の事業を継続して複数年で実施しようとするものでございます。

款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業、総額375万1,000円。年額及び年割額は令和7年度187万5,000円。

○議長（渡辺善男君） 財政課長に申し上げます。着座にて説明を許します。

○財政課長（市原芳則君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

令和7年度187万5,000円、令和8年度187万6,000円で、令和9年度から令和13年度の5年間の計画期間とする循環型社会形成推進地域計画を策定するものでございます。

第3表、地方債補正、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

起債の目的、社会体育施設整備事業債、限度額7,980万円を9,670万円に1,690万円増額するものでございます。これは、旧上瀑小学校及び上瀑ふれあいセンターの自家用電気工作物設置工事のうち、指定避難所である上瀑ふれあいセンター分として充当するものでございます。

それでは、次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、60ページ、61ページをお開きください。

2、歳入。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税897万5,000円の増額補正は、地域おこし協力隊事業の経費に係る特別交付税でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,194万6,000円の増額補正は、定額減税補足給付金の支給に係る交付金でございます。

目5教育費国庫補助金825万円の増額補正は、アーバンスポーツ施設整備に伴うソフト事

業として、普及促進に係る取組を行う推進支援業務に対する交付金で、補助率は50パーセントでございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金75万円の増額補正は、大多喜町移住支援事業支援金制度の近年実績により、補助金の配分が増額されたものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目8一般廃棄物処理施設建設基金繰入金1,150万4,000円の増額補正は、ごみ処理広域化事業に充当するものでございます。

目9公共施設整備基金繰入金4,058万6,000円の増額補正は、旧上瀑小学校及び旧ふれあいセンターの自家用電気工作物設置工事に充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,992万1,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

款22町債、項1町債、目7教育債1,690万円の増額補正は、地方債補正で説明しました自家用電気工作物設置工事に充当するものでございます。

それでは、次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費6,351万9,000円の増額補正は、旧上瀑小学校及び上瀑ふれあいセンターの自家用電気工作物設置に係る電気保安業務委託費、施工監理委託及び工事請負費と旧上瀑小学校校舎内に残っております備品の処分委託費、また、旧老川小学校の多目的ホールの屋根改修工事でございます。

目6企画費997万5,000円の増額補正は、定住化対策事業として、移住支援事業支援金の増、地域おこし協力隊事業として、受入団体委託型隊員に係る委託費の増でございます。

目8諸費1,194万6,000円の増額補正は、令和6年度に実施した定額減税補足給付金、調整給付の算定金額に不足が生じる方を対象に、不足額の給付金を支給するものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費88万円の増額補正は、みつば保育園のグリストラップ改修工事でございます。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費1,150万4,000円の増額補正は、一般廃棄物の焼却処理の広域化に向けた各種計画等の策定に係る委託費でございます。

款9教育費、項4社会教育費、目3図書館費5万円の増額補正は、本年度の子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰に本町図書館が選出されたことを記念して開催を計画する著者講演会の講師への謝礼でございます。

次のページをお開きください。

項5 保健体育費、目2 体育施設費2,095万8,000円の増額補正は、海洋センター管理運営事業として、体育館内のエアコン設置に伴う設計委託費及びプール内への救護室設置に伴う電気引込み工事、アーバンスポーツ施設整備・運営事業として、アーバンスポーツの普及促進及び施設の利活用に係る取組を行う推進支援業務の委託費でございます。

以上で議案第43号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） まず、公共施設整備基金繰入金と、……

○議長（渡辺善男君） 久保初江君に申し上げます。ページを言ってください。

○10番（久保初江君） 60ページと61ページの公共施設整備基金繰入金で、旧上瀑小学校と体育館の工事に係る設備の工事なんですけれども、これはどういった設備に対してのお金になりますか。

○議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（市原芳則君） こちらは自家用電気工作物といいまして、一般的には、よく言われるのはキュービクルと言われるものでございます。こちらは、主に電力会社から600ボルトを超える電圧を受信して、電気を使用する場合にその設備が必要となりますので、今回旧上瀑小学校とふれあいセンターの両方に使う電気に必要だということで、設置するものでございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございました。

次に、62ページ、63ページの企画費で、地域おこし協力隊の事業の委託費の増額ということで、997万5,000円が補正予算として挙げられているのですけれども……

（発言する者あり）

○10番（久保初江君） 委託のほうが897万5,000円ですね。こちらは、受入れ企業に対する委託料ということで、先日プロポーザルというのですか、これは、企業の選定があったと思

うんですけれども、もう企業のほうは決まりましたか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 受入れ団体委託型事業者、4月に応募しまして、申込みのほう
3者来ました。審査のほうを終えている段階です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） すみません。ちょっと聞き取りづらかったんですけれども、3者現
れて、今その選定は終えられたということですか。審査中でまだ決まっていないという、す
みません。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 審査のほうは終えまして、今回、補正で予算のほうも要求させて
いただいておりますので、予算承認後に委託業務契約に移るような運びになります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日4日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

よって、明日4日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(渡辺善男君) 本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時17分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 志 関 希 久 夫

署 名 議 員 麻 生 勇